

第1 決算審査特別委員会（第1 日目）

H22. 9. 14(火) 10:00～

第二委員会室

○荒木委員長、清水副委員長就任挨拶をする。

開 会 10:00

委員長

委員動静報告～全員出席。

これより本日の会議を開く。

本委員会に付託された事件は、

認定第1号 平成21年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

の1件となっている。

次に審査の方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよい。か。（よし）

異議なしと認め、そのように決定する。

次に審査の進め方について協議する。審査は歳出は款別に、歳入は一括して行うものとし、節または細節で50万円以上の不用額について、また、要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は、不用額の多少にかかわらず説明を受けた後、質疑を行い、討論・採決については最終日に行うことでよい。か。（よし）

そのように決定する。なお意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないよう配慮願う。

また答弁については、部課長に限らず内容の知り得る方が行っていただきたい。

次に市長に対する総括質疑については審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよい。か。（よし）

そのように決定する。

次に討論だが、各会派代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は、新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪之内委員の順とすることにより。か。（よし）

そのように決定する。なお各会派から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷・配付することになっているので了承願う。

最後に資料要求の関係で諮るが、予定される資料については手元に配付されている。これ以外に関係で資料要求される方はその都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うが、これでよい。か。

（よし）まず、冒頭に資料要求をされる方はいるか。

副委員長

6点要求したい。

① 指定管理委託施設の管理者ごとの歳入歳出内訳。これまでも非公募については出されていた。以前は決算書に内容が載っていたものが委託費ということで一括で掲載されているので、その内容を知るためのものである。今回は公募についてもどこまで出せるかわからないが、検討の上資料要求したい。

② 保育所運営費に要する経費内訳。保護負担額、超過負担の推移がわかる資料。

③ 人件費を補助している社会福祉協議会、体育協会、消費者センター等の団体、既に人件費補助になって5年とか経過するものもあるが、それぞれの団体ごとの金額についての資料。

④ 農政課で不祥事があったが、いわゆる市職員が補助金の会計や保管、管理を行っているすべての補助金の一覧表についての資料。

⑤ 奨学金の滞納が社会問題化している中で、奨学金の貸付残高、滞納状況がわ

かる資料。

⑥ 事務概要では投票の中で院内投票所について何カ所で、合計何人が投票したという記載がないので、院内投票所ごとの投票数などの資料。

委員長
浦川副主幹

副委員長から6点の資料要求があったが所管は対応可能か。

①についてだが、イメージが理解できなかったので、こういった資料を要求しているのかも少し詳しく教えていただきたい。

委員長

1点ずつ確認する。指定管理委託施設の管理者ごとの歳入歳出内訳ということだったが、副委員長から説明願う。

副委員長
松澤課長

いつも出されている資料と同じ形式で結構である。

参考資料の一番最後のページを見ていただきたい。昨年からこのような形で提示させていただいているので確認願う。

副委員長

失礼した。しかし、これはすべて非公募ということで、公募についても決算時に報告を受けていると思う。そういうもので資料化できるかを検討した上で求めたい。

委員長
浦川副主幹

所管ではいかにか。

公募施設も一覧の中に入れているが、こういう中身ではないものという意味なのか。

副委員長

①については網羅されているので取り下げる。

委員長

②については用意できるか。

佐々木部次長

いつもと同じ様式で用意させていただく。

委員長

③については用意できるか。若干休憩する。

休 憩 10:11

再 開 10:15

委員長
吉井部長

休憩前に引き続き会議を再開する。③の資料は用意できるか。

③、④、⑥について用意させていただくが、④について所管から確認させていただきたい。

山崎課長

④について、市職員が会計を管理しているという意味だが、例えば通帳はだれが、印鑑がだれかというさまざまなパターンもあり、執行権者というか事務局が役所内にあるものというのとは違うと思うがその辺の選別の中身と、補助金の額は総額だが参考資料に記載されている。団体名だけを報告することでもいいのか確認したい。

副委員長

かわり方はさまざまあると思うので、事務局が市役所にあるといった範囲での整理で結構である。

委員長

⑤については用意できるか。

中川課長

用意させていただく。

委員長

所管で対応可能とのことだったので、副委員長から資料要求のあった5点について、委員会として要求することでよいか。(よし) そのように決定する。所管におかれては、可能な限り早急に資料を準備し提出願う。そのほかに資料要求をされる方はいるか。(なし) なしと確認する。

以上で審査方法についての協議を終了し、さっそく審査に入りたいと思うがよいか。(よし) それでは日程に従い審査を進める。

総括

委員長
吉井部長

最初に総括について説明を求める。

(総括について説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑に入るが、冒頭決定したとおり審査は款別に進めることになるので総括は款別にわたらぬよう質疑願う。これより質疑に入る。質疑はあるか。

副委員長

① 多くの款にわたるということでここで質疑させていただく。2週間くらい前に自治体の情報公開ランキングで滝川市は35市中19位ということで、いろいろな面で進んでいることは間違いないと思うので、今年度進んだ点を伺う。

② 退職した市職員の嘱託職員、臨時職員、その他での採用実績を伺う。また、これらの公募、非公募についても伺う。選挙などの半年や1年の雇用ではなく、短期的に能力を持った方をいろいろな部署で採用されていると思うが、21年度に全体で何名くらい採用した実績があるのか伺う。

③ 現状で私が把握しているだけで退職した市職員が再就職した主な公共的団体として、社会福祉協議会、国際交流協会、生涯学習振興会、中空知広域市町村圏組合がある。21年度中に市への照会があって、22年度当初から再就職されるといったことについては、総括理事から紹介を受けたという話も聞いたことがある。その他も含めて照会を受けたり、紹介をした状況を伺う。

④ さまざまな施策を進めるに当たり、意見募集を行っているが件数が非常に少ないという状況があると思う。主な状況について伺う。

⑤ 指定管理者との契約の中で特に排雪の問題で伺う。文化センター、総合福祉センターの駐車場は、一冬を通じて排雪を行っていない可能性がある。1つは駐車場が狭くなって行政効果が減るということ。さらには雪を高く盛ることで歩道に崩れるということも何度もあった。危険性も含めて公共施設を指定管理委託する場合に、排雪についてはどのような契約をしてこのような結果を招いているのか。現状をよしとしているのか、よしとしていないとすればなぜこのようなことになっているのか伺う。

⑥ 社会問題化している居所不明者の問題だが、かなりの款に関連するのでここで伺う。居所不明だが住民基本台帳には存在するというので、事務概要 P62 には居所不明による徴税の執行停止処分が29件とある。また、P93 には敬老祝い品を渡した件数が掲載されているが、渡しにいったら居所不明だったという実態、あるいは投票用紙を郵送しても居所実態なしで返送される、民生委員から居所実態がないことが報告されるなど、いろいろな形で居所実態がないことがわかる状況があると思う。このほかにどのような事務の中で居所不明の実態が判明、報告されているのか。また居所不明という問題を住民基本台帳と突き合わせる作業を21年度に行わなかったのかを伺う。

土橋主査

① 情報公開について何が具体的に進められたのかということでは、大きく制度変更等のことかと思う。情報公開制度そのものについては、頻繁には変わりにくい性質を持った制度と思っており、滝川市においても21年度に条例改正等を伴うような大きな変革等はなかった。

小畑主査

② 退職した市職員の採用実績だが、平成21年度の決算ということで20年度末に退職した職員の実績についてお答えする。退職した職員のうち、市の臨時職員として2名採用の実績がある。1人は正職員でいたときのスキルを生かして引き続きその仕事に当たっていただいた。もう一人は、21年度に定額給付金の実施本部で給付事務があったので、行政経験を生かしてということでの採用実績がある。臨時職員の採用については、一たん臨時職員としての登録をしていただき、その登録名簿から採用する形が手続的なところだが、いずれも行政経験を生かしての

採用という形で、非公募という形でさせていただいている。

高橋部次長

③ 退職職員の紹介についてだが、相手の団体からどのような方が、ということで求められてマッチングしているという認識である。市としてこの団体に紹介ということは特にない。どのような方が今年度退職するのかという情報はお話しさせていただいている部分はあるが、その方の行政経験を生かすという面で求める団体からの要望にこたえている状況と思っている。

南 課 長

⑤ 社会教育課として指定管理をお願いしている文化センター、総合福祉センターについてお答えする。平成 21 年度シーズン、総合福祉センターについては例年だと二十七、八回の除雪だが、36 回ということで 9 回多かった。また、昨年度は積み上げた雪が若干歩道にこぼれたということもあり、排雪は例年だと 130 台分で終わっていたようだが今シーズンは 190 台ということで、例年より 1 回分多く排雪を行っていた状況である。文化センターについても同様に非常に雪が多かったことで除雪回数が多く、排雪も通常より何回か多く行ったとのことである。確かに駐車場が狭くなって迷惑を掛けている部分もあるが、契約についても指定管理者が自主的に契約しているので、私どもも十分とは考えていないが、最良な管理運営に努めているという判断をしている。

中島課長

④ それぞれ施策を進める上で、各所管においてパブリックコメント、アンケート等を行っている状況で、正確な数字は押さえていないが、現在進めている都市計画マスタープランや経済部で行っている地産地消の計画をつくった際のアンケート等、市民から多く意見をいただいて進めている状況である。事務概要にも載っているが、市が各団体等から受けている陳情や要望等について、21 年度は総体数が 25 件と出ているが、この中からもそれぞれ即実行できるものについては、順次実行している。特に地域振興、雇用、教育、文化等にかかわる部分についても実行できる部分から実行していこうと考えている。一般の市民からホームページでそれぞれ意見をいただき、公表していることでスタートしている。件数は今持ち合わせていないが、昨年からは市民からいただいた提言等についてもホームページで公表する形で進めさせていただいている。

寺崎主幹

⑥ 住民記録自体はそもそも正確に記録しなければならないということで、関係各課との連携が図られなければならないと規定されている。副委員長が言われた徴収の執行停止情報や敬老祝い品、投票用紙の送付などの返送、民生委員からの実態等の調査の関係などのほかに過去にあった例では、町内会長から既に引っ越していないだとか、家族から全く帰ってこなくなっているという情報をいただく場合があった。各種納税通知書の送付、督促状の送付などをした場合に、転居先が不明で配達されないといった内容についても情報をもらっているところである。そういった情報をもとに住民記録の中で管理し、住民基本台帳と突合している。実際に突合した結果、実態がないことが判明した場合は、親族等に調査をしたり、大家等に確認をしたりなどあらゆる調査できることをしつくしてから、最終的にいないことが判明した場合は、職権消除という処理を毎年定期的に行っている。

委 員 長

最終的に住民基本台帳に掲載されていて居所不明者だったのは何名かという質疑もあったが、それについてはいかがか。

寺崎主幹

昨年の実態で把握している数字でお答えする。昨年は 38 人である。

副委員長

住民基本台帳と各事務を連携して住民の所在把握に努めるということが例規としてあることがわかった。また、各事務についての概要も述べられたので、今言わ

れた 38 人と居所不明処理 29 人の差等については総務費で詳しく伺う。

① 情報公開については、今いろいろな情報を具体的に開示している。企画課長が言われた市民からの意見や苦情についての公開をホームページで行うのも情報公開の一つだと思う。あるいは、市長交際費で滝川市は何費に幾らというのは書いているが、深川市では支出先まで書ける範囲で書いている。具体的にこういった情報公開が進んだという部分での質疑なので再度伺う。

② 指定管理者との排雪契約については教育費で詳しく伺うが、この 2 つ以外に駐車場を持っている施設に丸加高原伝習館などいろいろあるが、丸加高原伝習館については駐車場が狭くなっているイメージはない。この 2 施設以外に駐車場の契約を結んでいる施設にどのようなものがあるのか伺う。

浦川副主幹

② 例えば体育センターでも施設周辺の駐車場の除雪もしているし、丸加高原伝習館の場合は、建物の前に何台かとめられるスペースと道路を挟んだ反対側にも広いスペースがあり、そこは冬のイベントなどでも使用されている。雪を処分できる敷地、地形があって利用者の迷惑にならない施設と、総合福祉センターのように敷地が狭くて処理にも難儀する施設もあるので、そのようにとらえられると思うが、大抵の施設の駐車場は利用可能と考えている。

横山副主幹

① 条例に基づく求めに応じて文書を公開する制度と、市のほうから情報を提供するという両輪によって市民に情報を知らしめるという制度である。市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プランの 1 項目として、情報の積極開示という項目を設けている。その中では、市民の皆様からいただいた提言をインターネットで公開すること、また、表彰者選考委員会、情報公開審議会などの審議会、委員会等の会議概要等の情報の提供をインターネット、行政資料コーナーでさせていただき取り組みを進めているところである。深川市の交際費についてだが、滝川市長交際費については支出基準という要綱を設けており、滝川市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により公開しないことができるとされている情報については非公開とするということで定めさせていただいている。情報公開制度で一番難しいところは、市民の皆様に情報を提供することと相反する利害として開いてしまうと、例えば香典などはその方の個人情報侵害してしまうという部分がある。こういった部分の権利と義務というものが相反するものの調整として、現在滝川市としては市長交際費の支出基準の中で、個人名は公開しないという点を守ることが主眼に置いているところである。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 以上で総括の質疑を終結する。それでは款別の審査に入る。所管からは節または細節で 50 万円以上の不用額、また執行額がゼロの場合、不用額の多少にかかわらず説明を受けることとする。

議会費

委員長

議会費の説明を求める。

中嶋事務局長

(議会費について説明する。)

委員長

説明が終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。

三上

議会費全体の分で交付税算入されている分を伺いたい。もし職員費、議員に関する部分ということで分かれているなら、それぞれの額を教えてください。

堀之内主査

少し時間をいただきたい。歳入のところで答弁させていただきたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよい。(よし) 以上で議会費の質疑を終結する。

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費

委員長
吉井部長
伊藤部次長
委員長
窪之内

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求める。
(総務費から予備費まで総務部が所管する部分等について説明する。)

(市民生活部所管の総務費について説明する。)

説明が終わった。これより一括質疑に入る。質疑はあるか。

① P106、107、職員の協力を得て連合町内会や町内会の担当者に広報的なものを届けるのに協力している職員がいて、そういう町内会とのつながりを職員間で強めていきたいという方向性があったと思う。そういった形でここにかかわっている職員がどの程度いて、それが広がってきているのか伺う。

② P106、107、企画調査に要した経費の公共交通活性化協議会補助金で、先日プレス空知で22年度に向けての方向性が示されていた。その中でトクトクサービスカードのことが出ていたが、乗る方が参加店舗にカードを持っていくと何らかのサービスが受けられるというものだが、参加店舗の負担はあるのか。サービス券1枚でどの程度のサービスが受けられるのか。1枚で100円、50円ということになると、持って来られた店舗は負担がふえることになる。参加店舗数はふえているようだが、参加店舗の負担について伺う。

③ ウェルカムプロジェクトの関係で、全体としては道内でも移住者が年々ふえてきているというか、着実に成果を上げてきていると思っている。家具つきのルームを活用した体験的移住などもあるが、実際に移住するに当たり、空き家が結構あると思う。もちろん空き家の持ち主との関係も含めてだが、そういう空き家をPRする、きちんと用意することを積極的に行っているのか伺う。

④ 自動車の維持管理に要した経費の不用額については先ほど話があった。自動車事故が専決処分で報告され、職員の交通事故の相手方への補償、修理代などは保険で適用されているが、公用車に関しての修理代に効くような保険に入っているのか。また、交通事故による公用車の修理代が年間でどれくらいか伺う。

⑤ P112、113、街路灯の維持費補助金について、電気料節約のために独自ポールの水銀柱から北電柱のナトリウム灯への切りかえを進めてきているが、切りかえされていない街路灯がどのくらい残っているのか伺う。

⑥ P117の定額給付金関係、地域活性化関係で国による経済効果をねらった事業が行われてきた。事業や雇った人数などは資料に載っているが、これによる経済効果はどの程度だったのか。滝川市としてはこういった経済効果が出たというふうに総括しているものがあれば伺う。

⑦ P124、125、選挙管理委員報酬について伺う。投票の際の投票所での選挙管理委員のチェックや開票の際の立会人の費用は、衆議院選挙費用のその他諸費に含まれているのか。また、時間給なのか日給なのかについて伺う。

⑧ 衆議院のポスターの掲示場の設置については、大分前にも言ったが選挙管理委員会が考えるとのことだった。設置場所の若干の移動はあっても、掲示場の数の変更はしばらくはない。農村部で本当に必要なのかと思われる場所も何カ所かあると思うが、そういったことが選挙管理委員会で議題になって議論したりしたことがないのか伺う。もしないのであれば、事務局としても積極的に調査をすべきで、有権者がいないような所に立てられていたり、そんなに離れていない所にあたりする場合もあることから、経費を節減していく必要があると思うので伺う。

⑨ P128、129、監査の執行に要した経費で、代表監査が実際に監査の執行に要した日数や時間がどの程度だったのか伺う。報酬としては288万円ということで、常勤監査ではないが21年度はいろいろな特別監査などもあったと思うし、議会、

全員協議会などでかなりの拘束日数、時間があつたと思うので伺う。

⑩ P230、231、公債費について、借換債の基準の見直しが 21 年度にあつたのか伺う。もしあつたとすれば何%が何%まで認められたのか伺う。

⑪ 公債諸費の中に予算では計上されていなかったが、地方債繰上償還補償金が 247 万 7,000 円と決算書に載っている。補償金を払わなければならない繰上償還のケースはどのようなケースだったのか伺う。

⑫ P234、235、職員費について、先ほど副委員長の総括質疑で臨時職員のことが出ていたが、登録をしている人から採用する形になっていると思うので、登録者総数がどの程度あつて、そのうち年間を通じて雇用率がどのくらいあるのか伺う。道内最低賃金に対して臨時職員の時給決定の基準を伺う。

⑬ 嘱託職員は特別な事情がない限り 5 年で終わりとなっているが、5 年～10 年、10 年以上、最長雇用年数の方は何年なのか伺う。

柳副主幹

② トクトクサービスカードは昨年 10 月 1 日からスタートした。当初は 5 店舗だったが協議会事務局で声かけして拡大した。特に大通商店街に協力いただき、現在は 30 店舗が取り扱い店となっている。参加店の負担についてだが、店側の協力でいただいている部分なので、すべて参加店の負担という形で実施している。バス乗車のきっかけと商店街の活性化を図ろうということで、店に来たお客さんが買い物をして、その際にバスに乗ってきたということであれば店の負担でサービスをしていただくという内容である。主なサービス内容としては、例えば飲食店であれば飲食した方に 50 円の割引サービスとか、買った商品の何%引きということもしている。こうした内容については各取り扱い店や中央バスターミナルにもチラシを配布しており、使える店の前に共通のステッカーを張って PR しているところである。

③ ウェルカムプロジェクトについては、21 年度当初から 3 名の方が移住されており、家具つき住宅の取り組みも昨年度から実施した。これは不動産会社の協力をいただき、住まいネットワークというものを組織して移住対応の空き家や空き室などの情報をいただき、市のホームページでも不動産会社にリンクを張って周知をしているところである。家具つき住宅については、住まいネットワークに声掛けして 2 か所準備いただいた。昨年度については、PR は移住相談会でチラシを配布したり、ホームページで周知をしていたが、本年 2 月に 1 名の方が家具つき住宅に住まれた。実績としてはそれだけだが、今年度はそれをモニターツアーの中に組み込んでいろいろ PR したところ、2 組 3 名の方に利用いただいている状況である。

樋郡主幹

① 広報というよりは月 1 回の一斉発送の協力をいただいている関係である。地域連絡員ということで職員に登録していただいております、現在は 94 人が登録している。全部で 273 町内会があるが、75 町内会に届けているところである。

⑤ 街路灯の切りかえの残っている本数だが、今現地を確認しながら台帳を作成中であり、11 月上旬をめどに実施しているので、この数が確定したら報告させていただきたい。

越前主査

④ 公用車については保証される保険である。なお、21 年度に専決処分を行ったものは 1 件で、修理費は 1 万 7,001 円である。

田中課長

⑥ 定額給付金の決算額が約 7 億円とのことだが、直接給付金として支給された金額は約 6 億 7,800 万円で、事務費が 2,300 万円という内訳になっている。事務費の中でも賃金 475 万円などさまざまあるが、経済の波及効果といった部分での

調査はしていない。このタイミングに合わせて商店街が商品券などを発行するなどかなりの効果があったのではないかと感じているが、具体的な数字はつかんでいない。

吉井部長

⑥ 予算を計上するときに、建設部のほうで使う営繕工事積算標準単価表を用いて今回の経済対策では常用雇用が何人などといった説明をさせていただいている。それに基づいて計算したところ、最初の地域活性化・生活対策臨時交付金については、延べの人工が3,367人で、実質的な雇用は83人程度と計算上は押さえている。地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、延べ人数4,916人、常用雇用というか実質的な人数は235人と押さえている。今回の経済対策については、20年秋からの安全・安心交付金、21年春の生活対策臨時交付金、21年夏の経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、ことしの冬のきめ細かな臨時交付金ということで、この1年半、2年に連続して国の経済対策が打たれている。したがっていろいろな発注行為を行うことで、業界の皆さんからも大変助かっているという意見も伺っている。そのほかの具体的な指標としては、例えば有効求人倍率では、経済対策を行う前の20年は0.29だったが、21年は0.44に改善していることから、この経済対策が寄与しているのではと考えている。さらに繰越明許した分で現在行っている事業もかなりあるので、そういった部分も含めて雇用の維持、地域の活性化等に貢献していると考えている。

松本事務局長

⑦ 委員報酬については、市の条例で非常勤特別職報酬等に関する条例があり、それに基づいて月額4万500円となっているが、今はそれから約3%減となっているので、委員長に3万9,200円、委員に3万2,000円を支給している。選挙の際の報酬については、国の基準にのっとって支払っているところである。投票管理者については、開票管理者1万600円、投票立会人1万200円だったと思うが、内訳については改めて説明させていただく。

⑧ ポスター掲示場については、公職選挙法の基準によって滝川市内で143カ所の設置が必要となっている。そのうち第4投票区の畜産試験場跡地、第13投票区の丸加牧野等については、道の選挙管理委員会とも協議して一部減少させ、現在は市内130カ所に設置しているところである。

井上事務局次長

⑨ 例月現金出納検査、定期監査、一部事務組合の監査等を行っているが、平成21年度の代表監査委員の勤務状況としては、実日数として106日、月平均として8.83日となっている。

堀之内主査

⑩⑪ 借換債についてだが、平成21年度において基準の見直し等はない。当初平成19年～21年までの3カ年間ということで進めており、国の予算の範囲の中で当初計画どおり進めてきた。ただ平成21年度簡保資金については、全国の自治体からの要望が多いということで国の予算の範囲を超えて漏れた分がある。それが後段の質疑にあった部分で、繰上償還の補償金を払ってでもメリットがあるという内部協議の結果、その分を一緒に償還したということになっている。

小畑主査

⑫ 臨時職員として登録している総数と年間を通じての雇用率については把握していない。先ほど冒頭に副委員長の質疑にお答えしたときに、市職員のOBであれば非公募的な扱いと申し上げたが、手続上だけでいけばすべて採用に至る前に登録していただくことで登録から採用という意味では100%となるが、登録して待っている方の率ということだと思う。今現在フラットファイルに綴じた登録者名簿を持っているが、大体10数名程度だと思う。臨時職員の希望があった場合、各所管で登録者名簿を見ていただき、所管の希望と本人が希望する職種内容を照ら

し合わせ、マッチングしていれば声を掛けて面接するという流れである。道内の最低賃金については今回も13円の値上げと出ているが、これについては数年前から生活保護の基準に合わせて段階的に引き上げが想定されており、市の臨時職員の時間給単価についても、それに合わせた水準の引き上げを行うことで取り組んでいる。平成20年度の最賃667円に対し、市の臨時職員、一般事務職の時間給単価は675円である。平成21年度には最賃が11円上がるのを見越して695円ということでプラス20円の賃金アップをスタートしたところである。

⑬ 嘱託職員の取り扱いについては、5年が一つの目安で場合によっては更新できるという規定を設けている。その中で病院職場を除いた市役所側だが平成21年度末で嘱託職員が154名おり、そのうち5年～10年の方が40名、10年以上の方が30名、最長では33年の方が1名となっている。

窪之内

① P107、トクトクサービスの関係は参加店舗がすべて負担をするということで、交通の活性化とそのことによる参加店舗の売り上げ増につなげることが目的だと思うが、50円の割引券を出すとか売り上げの何%を割り引くなど店によってばらばらだと言っていた。その辺についての基準はないのか。バスに1回乗って50円得するならそういうサービスが浸透していけば公共交通機関の利用者もふえると思うが、その割引券を出して売り上げにつながらないということになれば、参加店舗がふえていくことにはならない。商店街の負担を最低限にしながら効果を上げるといったことをどのように進めてきたのか伺う。

② 参考資料P10からの関係で雇用人数と全体の金銭的なことはわかるが、これらの方が市内在住者だったのか伺う。滝川市の経済効果という意味で全発注に占める市内業者が受注できた金額と雇用された方が市内の方か市外の方かについて伺う。

③ 代表監査委員の実日数106日の中には、監査として本会議、全員協議会に出席したりしている日数も含まれているのか伺う。代表監査をしていることで出席しなければならない行事がいろいろあったと思うが、それを含めてどれくらい拘束をしているのかについて伺う。

④ 職員費の関係で、嘱託職員の場合は継続的に雇用していくかどうかは毎年きちんと相手の意向を確かめながら行われていると思っているが、10年以上の嘱託職員が30名いて、退職金制度も何もないわけなので職員とは物すごく開きがある。一定の範囲を超えて必要な技術などを持っている方を使っているということであれば、この方たちの1時間の労働に対する賃金には職員と莫大な格差が出てくると思うが、どのように対応していこうと考えているのか伺う。

柳副主幹

① トクトクサービスの関係だが、各店にはサービス内容について無理のない範囲でということをお願いしている。10月から始めて最初の一、二カ月は月に1桁くらいの利用だったが、今は大体80件くらいにまでふえてきており、浸透していると思っている。サービス内容についても、さらにこういうことをしたいということであれば、事務局に申し出ただけであればチラシも直して改めて配布するという体制もとっており、臨機応変に各店の考えを反映できるように取り組んでいるところである。

吉井部長

② 各種交付金の趣旨はすべて地元でということなので、十分配慮したつもりである。市内業者ではない部分も一部あるが、どうしても仕事の中身的に市内業者で対応できなかった部分で、工事的なものについてはほぼ市内業者に発注している。雇用された方が市内か市外かまでは確認していないが、市内居住の方がかな

りの確率ではないかと考えている。

井上事務局次長 ③ 昨年は監査等の業務関係で大体 100 日、議会出席または全体会議を含めて 13 日、一部事務組合関係の監査関係で 56 日、延べ 169 日の出席勤務をしている。議会出席等についてもこの数字の中に含んでいる。

高瀬主幹 ② 参考資料 P10、地域活性化・生活対策臨時交付金事業においては全体で 33 件、1 億 8,800 万円のところ、市外の部分で言えば 1,786 万円、約 10%となっている。地域活性化・経済対策臨時交付金事業においては全体で 3 億 7,000 万円のところ、市外が 148 万 1,000 円、0.4%程度となっている。

松本事務局長 先ほどお答えできなかった選挙時の報酬の関係だが、投票立会人が 1 万 700 円、投票管理者が 1 万 2,600 円、開票立会人が 8,800 円、開票管理者が 1 万 600 円である。

小畑主査 ④ 嘱託職員の更新については、手続上更新の要望書を書いていただき、勤務態度、能力についてどうかという判定をしていただいている。通常だとそこで所管からその嘱託職員に対し、来年も引き続きお願いしたいとか、退職の希望があるかといった意思の確認、面談を行っていると思う。そうした中で 10 年以上の勤務になっていく場合もあるが、基本的にその嘱託職員については、技術、知識を活用させていただいている職員が多いこともあり、所管、本人の希望がマッチして長い勤務期間になっている実態もある。職員との開きという点で退職金がないなど賃金の差は歴然としてあるが、これまで嘱託職員については、正規職員の人事院勧告による給料の上げ下げによって月額報酬が上がる下がるという動きをしてきているが、道内の最低賃金は上がる一方にある中で、職員の人件費は今回の人事院勧告もそうだが下げの方向にある。非正規職員である嘱託職員の賃金をどうするかは非常に大きな課題と認識しており、どのような報酬が適切なのか検討していかなければならないと思っている。

委員長 他に質疑はあるか。

三 上 ① 選挙費の関係で先ほど選挙管理者 1 万 600 円と言われたが、管理者は開票作業をする人なのか。

② 選挙費で不用額が 181 万 2,400 円出ているが、不用額が出たときは国に返還するのか伺う。

松本事務局長 ① 報酬額の 1 万 600 円は、開票管理者の報酬額である。

② 不用額の 181 万 2,400 円については、市の予算で 2,099 万 3,000 円を計上したことで、国から来るお金は歳入で 1,841 万 9,506 円となるので、これについては返還しない。

三 上 管理者は開票作業員のことではないと確認してよいか。

松本事務局長 開票管理者は作業員ではない。最終的に判断を下す選挙長になる。

三 上 作業員の報酬は幾らなのか伺う。

松本事務局長 開票所の作業員については、開被、分類、点検、その他に分かれており、開被、分類、点検について 8,500 円、それ以外については 1 万 4,200 円、投票録を引き継ぐ方については 1,000 円、開票所を管理しているスポーツセンター職員は 2 万 3,000 円となっている。

委員長 この辺で昼食休憩に入る。再開は午後 1 時とする。

休 憩 11 : 58

再 開 13 : 00

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。他に質疑はあるか。

関 藤	① P105 の国際交流事業について伺う。事務概要 P19～P21 にかけて国際交流事業の内容が掲載されており、外国青年招致事業に要した経費 470 数万円があるが、360 万円の給与以外に 115 万円の金額があるわけで、この内訳と事務概要 P19～P21 に出ている以外の外国青年が行う業務内容等について伺う。 ② P111、施設整備政策基金積立金について、多分去年の数字では 400 万円くらいではなかったかと思ったが、10 倍以上の 4,000 数百万円という金額になっている。その要因とこの積立金の内容について伺う。
山内室長	① 外国青年招致事業に要した経費については、給与以外の部分とのことだが、これらについては社会保険料等がある。また、旅費ということで青年を招致する部分、帰国する際の旅費、そのほかに上部団体である自治体国際化協会 C L A I R への負担金の補助等々である。事業内容についてだが、J E T 青年の事業としては、毎年夏に行っているサマーファンデー、ハローウィンのお化け屋敷、ファミリークリスマスパーティー、学校訪問等では市で所管している保育所、幼稚園、依頼があった滝川高等学校の国際交流部等へ支援している。また、英文パンフ等のチェックや姉妹都市交流等へのサポート、市民への語学講座など多岐にわたっている。またイベントについては、全道で綱引き大会等に外国人のチームを結成するなどして支援しているところである。
山崎課長	② 積み立てのほうだが、地方財政法第 7 条で繰越金の 2 分の 1 を下らない額を積み立てもしくは繰上償還するという規定がある。平成 20 年の繰越の 2 分の 1 を下らない額として施設整備に 4,000 万円を積み立てたことによる大幅な増額となっている。
関 藤	国際交流の事業内容はわかった。語学講座は現在何講座開設しているのか。また教育委員会で採用している J E T とのかかわりについて伺う。外国青年招致事業は 10 分の 10 の交付税措置となっていると思うが、滝川市独自のダイレクトな雇用は考えていないのか。他自治体を見てみるとダイレクトに雇用すると 100 万円くらい落ちて三百七、八十万円で雇用しているところがあるが、今後の考えを伺う。
山内室長	語学講座は国際交流協会で運営している事業であり、あくまでも国際交流協会の資料になるが、昨年度はレベル別に 4 講座を実施している。教育委員会で J E T 青年にも依頼している部分が国際交流協会のほうからということである。外部の雇用ということだが、現在 J E T プログラムは交付税措置されており、当市からの持ち出しは一切ない。外部となると当市の一般財源とならざるを得ないので現在のところは検討していない。
関 藤	ダイレクト雇用で滝川市が雇用すると、一般の交付税措置ではなく、特別交付税で措置されるはずなので、全額補助になると思うがこの点についてはいかがか。あくまでも民間からの雇用となると交付税措置がないが、市がダイレクトに雇用契約を結ぶと特別交付税で措置されると思うので伺う。
山内室長	特別交付税ではなく通常の一般財源に対する交付税措置であり、こちらのほうには地域国際化施策事業に要した経費という項目がある。これに対しての交付税算入と理解しており、この交付税算入だと今 J E T 青年を 5 名雇用しているが、経費不足になってしまうので、J E T プログラムを活用するのが今のところが一番であると判断している。
委員 長	他に質疑はあるか。
大 谷	① 学校に派遣されている A E T が語学講座の授業を持った場合に給与を保証し

ていないということを聞いたが、事実がどうなのか確認したい。

② P18、住宅用火災報知器の促進については、平成 23 年6月までに義務化することで進んでいるが、21 年度中はアンケートや調査をしたり、状況としては公営住宅等についてはほとんど完備されたようだが、その他の住宅についてはまだ半分以下の状況である。反省として今後どのように進めていくのか伺う。

委員長

AETの関係は教育費の支出である。教育費で質疑いただきたいが、所管は答弁できるか。

山内室長

① 教育費に係る部分だが関連があるので答弁させていただく。私どもの国際交流員についても語学講座を担っているが、代休で対応させていただいている。これに準じる形で教育委員会のALTのほうも対応しているはずと理解している。

工藤室長

② 今後の取り組みについて、現在防災危機対策室としては、災害時に向けた要援護者支援の部分で調査員が戸別に訪問して、設置状況等のアンケートも行っている。同時に設置のパンフレット等もお渡しし、来年5月31日が義務化の最終期限になるが、それまでに設置するようなことでお願いをしている。また、介護福祉課でも特定高齢者調査員という方が高齢者宅を回り、そういったアンケート等を含めて調査しているところである。これからの設置に向けた取り組みだが、周知については広報等で既に案内しているところだが、実際に設置するとなると、アンケート調査ではまだ期間があるということで先延ばししている世帯が非常に多い。ただ独居高齢者においては、なかなか自分で設置できない方もいるので、消防に連絡をいただければ職員、もしくは消防団員が直接出向いて設置のお手伝いもすると伺っている。来年度は戸別に各家庭を回って設置に向けた取り組みをしたいというふうに消防から聞いている。

委員長

他に質疑はあるか。

山口

① 事務概要 P23、入札の検討内容にア、イ、ウとあるが、検討後の結果を伺う。

② 事務概要 P25、職員研修について、全体の職員の何%くらいが研修を受けているのか伺う。研修義務があるなら担当ごとにどのようなものがあるのか。また、任意受講と指名受講の受講率を示していただきたい。

③ 事務概要 P27、情報化推進室はホームページの管理をしているが、管理委託料と 21 年度にホームページにウイルスの感染などがなかったのか伺う。また対策として行っていることがあれば伺う。

④ 事務概要 P47、街区表示板について、毎年3連合町内会を点検して回っているように見えるが、点検のほかにも通報というのものもあると思う。そういうものに対するPRというか、町内会を通じてなどいろいろな方法があると思うが、実際にどのようなことをしているのか伺う。補修をしている場合があるが、その程度と条件を伺う。どこがどのように壊れていれば補修になるのか説明願う。

高瀬主幹

① ア、イ、ウは一連の内容である。21 年度においては市内業者1社が会社更生法及び民事再生法を申請したという事実がある。その件について、会社としては合併の道筋を選んだので、合併について競争入札参加資格があるかどうかを検討したということである。その結果、その会社においては過去の実績等を踏まえ、市内に支店もあるので、競争入札に参加することを可とするということを滝川市工事請負業者資格審査職員会議において結論としたところである。

浦川副主幹

② 研修所に派遣する派遣研修については、21 年度は延べ 101 名である。対象として分母となる職員数が 369 名なので 27.4%になる。市役所などで行う集合研修は延べ 390 名の参加があり、369 名で割り返すと 106%となっている。毎年度研修

に関するプログラムを策定し、役職別に研修内容を定めており、それに伴うメニューを既存の研修所のメニューなどから抽出して当てている。例えば部長職だとトップマネジメントということで、義務ということではないが、道内での派遣研修、集合研修があれば参加していただいている。課長職については、新任課長職研修、組織マネジメント、リスクマネジメント、政策形成の上級ということで、経験年数に応じて比較的年齢の若い方から行っていただいております、多くは札幌の市町村職員研修センターに派遣している。副主幹職については、新任副主幹職研修、リーダーシップ能力研修、コミュニケーション能力研修、OJT実践スキル研修を予定しており、新任副主幹職と若手職員、あるいはOJTが必要な職場の副主幹の方に行っていただいている。主査職については、新任主査職研修、指導能力研修ということで市町村職員研修センターに毎年派遣している。政策形成の中級、折衝・交渉能力については主査職で年齢を区切って年間二、三名ずつ行っていただいている。主事以下の職員の研修については、政策形成の初級、民法、行政法、地方自治法、地方公務員法、問題解決能力、職務遂行能力、公務員倫理、接遇等の研修を行っており、経験年数に応じて今だと三十七、八歳くらいに相当する職員の方に集中的に市町村職員研修センターに行っていただいているほか、人数が多いこともあるので大会議室で集合研修も行っている。任意または指名の割合ということでは、派遣研修 101 名の内数について、行っている割合 27.4%のうちの 20.3%に相当する職員が指名で、7%に相当する職員が公募による自薦等である。集合研修については、多くはこの階層の方ということで対象を広げて募集を行っており、その中でそれぞれ職務の状況に応じて参加の申し込みをしてもらっている。

田上主査 ③ ホームページの作成については、各担当部署で作成していただいているので経費は発生していない。かかっているのはハードウェア保守料の 6 万 9,300 円だけである。ウイルスが感染した実績はない。脆弱性に対する検査等も行っており、その辺については対応しているつもりである。

杉原副主幹 ④ 街区表示板のPR等についてはしていないが、はがれたり、脱落したり、見にくくなった場合には、通報をいただいたときに対応しているような状況である。平成 18 年度から 26 年度までの 9 年間をかけて全市を調査、補修をしている段階で、その中で主に文字が薄くなって劣化したものは交換していく形で進めている。研修の部分で 27.4%は少ないように感じるが、21 年度の目標はこのくらいの数字だったのか。研修を受けている人と受けていない人とで勤務評価の差があるのか伺う。

山 口 研修に参加する公募というか手挙げということでは 7%相当で、人数的には 26 人である。予算措置としては、主に千葉の市町村職員中央研修所、あるいは大津の全国市町村国際文化研修所、あるいは東京の電源地域振興センターの研修等に参加される方ということで公募しており、予算上では 5 人分くらいしか取れていない状況である。全体的に年度当初で割り振りして、予算が何とかやりくりできそうだということで、その分を拡大させていただいている。勤務評価等に関しては、能力評価ということでの評価はあるが、職員研修を受けているからあるいは受けていないからということでは、直接は反映していない。

委員長 他に質疑はあるか。

副委員長 ① P103、事務概要 P11、公正職務審査会委員報酬について、公益目的通報が 1 件あったが、第三セクターや指定管理委託先などの関係団体の職員にも一人一人に

この制度がわかるようにしなければならないとなっているが、実施の有無と方法について伺う。

② 農業開発公社問題で公益目的通報を受けたにもかかわらず、通報者に内容について聞くことなく調査を進めたことは、公正職務審査会として貴重な情報提供源の活用を怠った行為と言えるのではないかと考える。考えを伺う。

③ 不当要求対策をきっかけに警察OBである総合危機管理対策専門員を採用しているが、その効果について伺う。数年経過しているが、警察OBでなければならないようなことがどれくらいあったのか。そのようなことがないのであれば、総合案内ができるような機能を持たせるべきではなかったのかという点で伺う。

④ 公正職務審査会に係る顧問弁護士にかかった費用と相談回数、出張回数などについて伺う。

⑤ P105、事務概要 P17、ホームページに市民の声コーナーが設置されたことは大変評価するが、市立病院のように庁舎 1 階の資料コーナーで市民が印刷物を見られるようにすべきだったのではないかと。インターネットを見られない市民も多数いるので、そうしたことについて検討したかどうか伺う。

⑥ P113、コミュニティ施設の関係で、先ほどの資料や先日の厚生常任委員会で配付された資料によると、人件費の割合が各施設で非常にばらつきがある。例えば 4 施設については、支出の 50%以上を人件費で占め、最大値の緑地区公民館は 65%も人件費がかかっている。一方、最低の扇町の 30%を筆頭に 50%未満が 8 施設ある。こんなに人件費に差がある要因について伺う。

⑦ P115、一般乗合バス運行負担金について、路線ごとの負担金内訳及びバス会社との 21 年度における情報交換の内容について伺う。

⑧ P119、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業で河川緑地整備事業の 2,490 万円のうちの 2,000 万円が河川敷駐車場として整備されたが、効果があったのかということについて伺いたい。年度をまたぐが、横綱白鵬関のイベントのときは近所の民間駐車場を借りて、河川敷駐車場はかぎがかかっていた。こういうことでは何のための市の施設なのかということにもなりかねない。有効活用されているかということについての認識を伺う。

⑨ P121、市税の賦課事務について、事務概要 P58 で個人住民税の減免が学生 2、その他 1 となっている。収入が激減すれば減免を受けられるという制度のはずであり、この制度を知っていればもっと減免の数が多かったと思うが、減免制度の周知不足、あるいは説明不足等がなかったのか伺う。

⑨ P123、住民基本台帳の関係で、先ほどの答弁では 21 年度は職権消除が 16 件ということだった。一方、税の執行停止が 29 件、また不明が 36 件あるという答弁だった。16 件削除したが 36 件不明ということで 21 年度は残ったという理解でいいのか。また、累計で不明が何件あるのか伺う。

⑩ 事務概要 P45、上から 2 つ目の表で死亡の右の同左差のところで男性、女性というのが抜けていると思うので伺う。

⑪ P123、事務概要 P47、住居表示についてだが、何番地という表示のところで、特に東町あたりは家が建ってきて何番何号表示が必要な地域も出てきていると思うが、21 年度にどのような検討をしたのか伺う。

⑫ 事務概要 P47、パスポート業務で 667 件交付されている。市民課の窓口業務で行っており、市民課の窓口業務の手数料は、人件費はすべて手数料にオンするというのが基本だったと思うが、パスポートについての歳入、歳出、及びその差額に

ついて伺う。

⑬ 事務概要 P27、電子申請手続数 37 件とあるが、これの内訳について伺うとともに非常に件数が少ないと思う。トータルで何万件という申請の中で 37 件である。このために設備投資や維持管理費を支出していると思うが、費用対効果などについての考え方を伺う。

⑭ P128、監査委員費について、農業開発公社の粉飾決算問題で滝川市は監査委員に監査を求めなかった。体育協会の関係では監査委員に監査を求めたが、なぜこの問題では監査委員の監査を求めなかったのか考えを伺う。一方、監査委員としてこのときに監査を緊急に行うという行動になぜ出なかったのか伺う。

⑮ P124、選挙管理委員会費で先ほど資料が提出された。13 カ所の院内投票所があるが、普通の方は入れないのでどういうふうにしているのかわからない。どこかの事例を挙げて、机や投票箱などがこのような配置であるとか、普通の投票所で行っているようなチェックや投票立会人などが何人くらいいるのかを示してほしい。また施設以外の第三者がそこに何人くらい含まれているのかも伺う。

⑯ 職員費について、一般職の職員数は目標値を超えて削減が進められているがその影響について伺う。タッグ計画では 357 名が 352 名の達成ということなのでその点についても伺う。

⑰ 嘱託職員について、5 年以上勤務の方が 70 名いると思うが、そのうち 22 年度に向けて雇いどめをした人数が何人か伺う。

⑱ 障がい者雇用率及びこの中に臨時職員が入っているのか伺う。

⑲ P237、予備費の 2 款の 6 点について、各充用の内容を簡単に説明願う。

柳副主幹

⑦ バスの関係だが、これは J R 代替路線としての 3 路線の負担額である。その内訳としては、滝川北竜線が 35 万 6,019 円、花月砂川線が 142 万 6,504 円、滝川浦臼線が 5 万 1,453 円で、合計 183 万 3,976 円である。これを沿線市町村で負担し合っているということである。中央バスとのかかわりの部分だが、沿線市町村と路線ごとにワーキング会議を設けており、そこに中央バスにも出席いただき、各路線の乗車状況と必要なデータをいただいている。それを基にして乗車増に向けた取り組みを検討しているところである。

吉住副主幹

⑤ 市民の声の公表方法について、これまで市民の皆様から寄せられた意見、要望等は、月 1 回の広報の「お答えします。あなたの声に」でお知らせしてきたが、昨年 6 月からは市のホームページの中で、どのような質問があつてどのように回答したかを掲載している。これにより質問をいただいた本人だけでなく、市民の皆様方とともに情報を共有しようということで取り進めてきた。より広くお知らせする方法ということでホームページの掲載を進めてきたが、多くの方々に読んでいただける、知っていただけるという方法については、今後有効な手段を検討していきたい。

橋本副主幹

① 平成 21 年 4 月に条例施行して、条例の運用について周知するために関係団体職員も含めた全職員を対象に、5 月 22、25、26、27、29 日にマニュアル条例等を使って説明会を開催している。また、参加できなかった職員については、マニュアルをイントラネットですべて閲覧できるようにしているが、不明な点があれば防災危機対策室に問い合わせをいただくようにしている。

② 今回あつた公益目的通報の通報内容については、公正職務審査会としても明らかに信憑性が高いということで判断し、調査は条例の中にある調査依頼の協力ということに基づいて調査依頼を行い、市は調査依頼を受けてプロジェクトチー

ムをつくり調査を行ったという流れになっている。

④ 公正職務審査会の関係については、顧問弁護士に係る費用は一切発生していない。

工藤室長

③ 警察官OBは平成20年度から配置しているところだが、警察の職場で積み重ねた幅広い知識を持って現在1階ロビーを中心に庁舎内の見回りについて、不当要求に対する職員に大きな安心感を与えているとともに、窓口を中心に庁舎内のさまざまなトラブルの迅速な解決を図ることで職員の業務推進に大変役立っている。元警察官としての能力を十分に発揮していただいているところである。総合案内という部分では、来庁者とのコミュニケーションの部分についての能力も高く、非常に適切な対応ができていて、危機管理能力とあわせて総合案内の部分でもしっかり対応していただいている。

吉井部長

⑭ 農業開発公社の関係については、市の中で調査チームを結成して公社の独自調査と同時進行の中で調査をしたところである。チームの中には税理士などの専門の方にも入っていただき、通報内容について十分精査した。したがって監査に特別監査を依頼するという判断をしなかったということである。

加藤課長

⑨ 市民税の減免については、市税条例第50条に内容が規定されている。それによると、生活保護の規定による保護を受ける者、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難になった者、またはこれに準ずると認められる者、学生及び生徒、公益社団法人及び公益財団法人、そのほか特別な理由がある者ということになっている。2番目の当該年において所得が皆無になった者については、要綱の中で生活保護を必要とする状態にある者ということで規定されている。減免は申請方式で特に積極的なPR等はしていないが、納税相談をする中でそれに該当する場合は担当課へ紹介することで対応している。

川本課長

⑧ 平成21年度において補正を受けて早急に着手した。後に実施されるイベントに間に合うような形で作業を進め、21年においては7件ほどの利用をいただいている。ことしになってからはNHKのど自慢、白鵬関が来られたときにもこの駐車場を利用している。かぎがかかったままだったということについては、何かのイベントのときにかぎの手渡しに不手際があったとは聞いているが、公園使用願いが出ている部分ではきちんと利用していただいている。十分効果はあったと思うし、周辺の路上駐車等の迷惑駐車もなくなったということでもかなりの効果があったと思っている。

堀下事務局長

⑭ 監査の基本的な考えとして、年度当初に監査計画をつくっており、その中で農業開発公社については援助出捐金という団体に属した出資団体である。滝川ガスを含めて11団体があり、11団体のうち滝川ガスは株式会社ということで監査委員という部分での組織だった監査も行っており、滝川ガスを除いた残りの10出資団体の監査を5年に1回行っている。本年度からは3年に1回ということで行っている、農業開発公社については監査計画に基づいて21年度は行わなかったということである。もう一点は地方自治法第221条の滝川市長の調査権というのも一義的にはあるのかということである。

田上主査

⑬ 電子申請の37件の内訳ということだが、この記載は手続の種類が37あるということである。21年度の電子申請の総数は7件で、内訳としては住民票の交付申請1件、印鑑登録証明書交付申請2件、所得証明交付申請1件、児童手当現況届1件、児童手当受給者住所変更届1件、特別徴収義務者所在地名称等変更手続1件の7件となっている。経費については、北海道の第三セクターである株式会

社HARPのシステムを道内の 113 団体で共同利用している。運営委託料として昨年は年間 276 万 4,000 円を支払っているが、電子申請の部分は 37 万 7,000 円となっている。確かに利用が低いので市民課の窓口パンフレットを置いたり、電子申請という形で住基カードを伴うものが多いので、そちらの普及等を図ることなどで電子申請の利用を図っていこうと考えている。

田中課長

⑩ タッグ計画で 21 年度当初では 357 人が 352 人になったということで、この人数の差の大きな要因としては、早期希望退職者制度を平成 15 年から行っているが、20 年度末が最終だった。そういった部分で当初想定していたよりも退職が多かったことが大きな要因となり、結果的に目標よりも 5 人減となった。こういう中で職員には一生懸命業務をしていただいているが、今は地域主権の流れや住民ニーズの多様化などの新たな行政需要も出てくるので、毎年所属長へのヒアリングを実施して事務事業の見直しや執行体制の見直しなども進めており、どうしても手薄になるところがあれば臨時職員、嘱託職員で対応している。基本的には行政サービスに支障がないような体制をとることを考えている。

⑪ 嘱託職員の翌年度の雇用については、まず所管と本人で面談を行うことでどうなるかということがある。例えば高齢でやめたい、あるいは本人の都合でやめたいということもあると思うが、一方的に切るということは基本的にはないという認識である。

松本事務局長

⑫ 事務従事者については、施設の投票管理者が指名して行うことになっている。投票所の配置は、投票日当日と同じ配置をするように指導している。市立病院を例にすると、施設の長などがなる投票管理者が 1 名、投票立会人 2 名、事務従事者 5 名で行っている。第三者は入ることができない。

樋郡主幹

⑬ 現在各コミュニティ施設は予約制をとっている。原則として、予約が入ったときにかぎをあげることで終わる時間に施錠するというのが基本的な管理人の業務である。施設によって利用頻度が違うので当然ばらつきが出てくると思うが、私どもとしても毎月月例の報告書が上がってくるので、そのときに毎月の収支バランスを確認し、余りにも管理人の人件費の占める割合が上がってくると赤字になることも懸念されるので、運営委員会とも確認し合いながら進めていきたい。

寺崎主幹

⑭ 平成 21 年度は 16 件の職権消除をしている。午前中の総括の質疑の中で居所不明者数について答弁させていただいたが、38 件は今年度の居所不明者数であり、平成 21 年度にした職権消除 16 件の対象は、居所不明としては 36 件である。職権消除の内訳だが、現地調査、家主等に確認した結果、居所の実態がないということで職権消除した数が 10 件、転出届を出しているにもかかわらず、どこの市町村にも転入届をしないまま長期間経過していることで職権消除した数が 6 件である。

⑮ この表のつくりが見づらかったかと思うが、上のほうから続いているので、上段が男、下段が女という表示である。見にくい表で申しわけなかった。

⑯ 事務概要に載せているのは、実際に住居表示を実施した地区の点検、補修等だが、番地のところについて、住居表示を実施するか否かの検討をどのように行ったかというのが質疑の趣旨と思う。滝川市の住居表示の設定方法は街区方式というのを採用している。街区は道路の囲みをくくりとして形成するので、道路の整備ができない限りは街区が形成されないことになる。東町のバイパスから東側、バイパス付近、ダイエー付近にもかなり住宅が建っているが、その中間にはかなりの農地が残っているので道路が入っておらず、道路の計画も今のところないという状況で、街区を形成することが非常に難しく住居表示の実施には至っていない。

い。検討する際には、土木課、都市計画課等と土地の状況、道路がつくられるかどうかといったことを毎年確認しながら進めているところである。

⑫ もともとパスポートの交付は国の事務で、手数料として市に入っているわけではない。市に対しては道からの権限移譲交付金としていただいている。手数料の内訳だと5年と10年のパスポートの申請があるが、10年では国に対して1万4,000円、道に対して2,000円、5年では国に対して9,000円、道に対して2,000円となっている。滝川市の場合は移譲を受けているので、移譲を受けた市町村に対して1件当たり1,350円が権限移譲交付金として入っている。その内訳に関しては人件費、消耗品・郵送料等の諸経費が含まれる。

山崎課長

⑬ 2款への充用は242万円相当あり、その主なものとしては市政功労者、名誉市民に対する弔慰金が約130万円、生活保護費詐欺事件に関する訴訟代理人に要する経費が約58万円、臨時任用職員の公務災害、療養補償費が約50万円がある。そのほかに市民課の転入者用ガイド経費などが含まれている。

田村主査

⑭ 障がい者雇用率は3.94%になっており、国の法定雇用率を上回っている。この人数については、臨時職員の数を含んでいる。

副委員長

① 公正職務審査会については、明らかに信憑性が高いので特に情報提供者からさらに聞く必要がなかったという答弁だったと思うが、わずかA4判1枚で書けるところは限られており、不十分な内容で情報提供するのが通常である。内部通報があれば文章にできなかったことも詳しく聞かせてくださいというのが常識的な対応である。信憑性が高いと言ったが、文章にあらわれていない部分をどのように判断したのか。本当にあの1枚の文章で十分内部情報を受けられたと考えているのか伺う。

② 不当要求対策をきっかけに警察OBを配置するようになったが、滝川市が元暴力団によって不当要求にさらされたことで始めたが、それ以降不当要求はあったのか。事務概要を見る限りではゼロ件である。それが警察OBの配置によるものとは思わない。窓口のトラブル対策に役かっているとのことだが、受け取り方によっては、事務概要で不当要求ゼロと言いながら、不当要求になりそうな窓口にその人が行ったおかげで不当要求にならなかったというように聞こえる答弁だったので、再度正確に答弁願う。

③ 河川敷駐車場は21年度に7件の利用があったという答弁だったが、雪の中でどうやって3月いっぱいまで7件使ったのか伺う。22年度に7件という答弁ではないのか再度伺う。

④ 住基台帳の職権消除についてだが、居所不明というようなことでほかの所管から連絡が来て調査をした結果、居所不明または転出しているのに住基台帳が整備されていないということで消除されたのはわかった。結局21年度の対応の中で、いろいろな部署から出てくる居所不明情報について、その100%近くが市民課に伝わってこういった対応がされたと考えるのか、それとも市民課に伝わっていない情報があり、もっと調査を強化すべきだったと考えるのか伺う。

⑤ パスポート申請について、権限は移譲するが経費の移譲は少ないので市町村にとっては負担のほうが大きいと言われているが、その辺についてどうなのか伺う。

⑥ 電子申請は1年間に7件の利用だったということで、1件当たり5万円くらいかけている。これに38万円をかけるのはどう考えてもむだに近い。これを委託しないという選択肢があるのか伺う。

⑦ 監査事務局に監査依頼をしなかったことについては、特別チームをつくり、税理士も入っていたので必要ないと判断したとのことだった。結局、内部調査のデメリットというか、税理士が入っているといっても帳簿しか見ないわけで、いろいろな不正を行った人たちから聞き取りをするといったところに税理士がかかわっているわけではないと思う。そういう点で内部調査そのものが不十分だったと考えていないのか伺う。

⑧ 投票所については当日と同じ配置が基本だということで、対象者が2人とか1桁台のところもあるが、そういうところでも同じ配置でやっているのか。2人だから簡便でいいといったことがなかったのか伺う。立会人はその病院の職員などではなく、選管で選んだ立会人なのかについて伺う。

工藤室長

② 不当要求という形ではないが、それに近いことや所管からの相談は数件受けている。そういった中で、実際に窓口でトラブル云々という部分で効果があるかないかと言えば、一概にあるともないとも言えない。ただ職員が私どもの方に相談に来て、それに対する適切なアドバイス等で整理されたということは聞いているので、そういった部分で職員に浸透してきているということでは非常に役立っていると考えている。

川本課長

③ 平成21年については7件ではなく5件の利用であった。9月に2件、10月に2件、12月に1件である。冬期間においては公園利用の申請がなかったので、21年の冬期間についてはゼロ件ということである。22年については4件くらいということで把握している。

松本事務局長

⑧ 説明会において配置図面を配付してそれに従って配置していただいている。立会人については、投票管理者が指名することになっているので、施設の管理者がしている。

寺崎主幹

④ 関係各所からの情報については、100%市民課に伝わっていたと思っており、今後においても関係を強化しながら進めていきたいと考えている。

⑤ パスポート業務は1年のうち700件弱という件数だが、1日当たりどのくらい時間がかかっているのかというと、大体1時間半から2時間程度である。それを滝川市の平均的な人件費で積算した場合に赤字か黒字かの数字が出ると思うが、そういった計算はしていないので明快な答弁はできない。ただパスポート業務を市で行うことにより、今まで岩見沢まで申請と交付で2回行かなければならなかったのが市の窓口でできるようになったことで、住民からはとても便利になったという声をたくさんいただいている。

田上主査

⑥ 説明が1つ足りなかった。先ほど電子申請で37万7,000円の経費をかけていると答弁したが、電子申請の仕組みだけではなく、そこには様式等を自宅でダウンロードして記入してそのまま窓口へ持っていくための仕組みや簡易申請といったアンケートを取る仕組みがある。例えば今ホームページで恒常的にやっているのは広報のアンケートや都市計画の市民の声を聞くために利用するなど、いろいろなシステムの利用をしており、経費的な部分ではある程度効果が上がっていると認識している。

吉井部長

⑦ 繰り返しになるが、このチームできちんと調査をしたと認識しているので、内部調査が不十分だったとは考えていない。

高橋総括理事

① 決算審査に直接かわる質疑か少し疑問はあるが、先ほどA4判1枚で十分内容の信憑性を受けることができるのかということだった。ここで第三者委員会である公正職務審査会に出された資料の内容を公表することにはならないが、出

された資料をもとに法律の専門家である方も含まれる第三者委員会で決定、判断された中身なので、それ以上のことは申し上げられない。

副委員長

① パスポート業務で権限移譲に伴う滝川市の負担増ということで、これからさらに権限が移譲されることが予想される中で、これまで移譲されたものについては市として負担増になっていない、移譲に伴う業務増に見合う収入を得ていると評価するのか。計算していないということなので、こういうことを綿密に計算して権限移譲に対する滝川市の考え方をきちんと確立する必要があると思うが考えを伺う。

② 公正職務審査会の決定だから論評できないというのは少しおかしいのではないかな。公正職務審査会はあくまで市長のもとに置かれている審査会で、市長は権限を持っている。内部告発を受けて話も聞かないで紙1枚に書かれた情報だけで調査をしていくのはいかがか。知り得る情報というのは、聞いて答えるような情報ではない可能性が高い。聞いて答えないようなことを情報提供者は持っているわけで、情報を受けた場合は必要があれば面接を行ったり、あるいは今回の例で言えば、滝川市が出した結果に対して内部情報提供者が全然違うと言って2回目の情報提供をしているのに審査会は決着済みだと受け付けなかった。こういうことも含めて審査会の対応、市長の対応に不十分な点が多かったのではないかなと思うが考えを伺う。

委員長

1点目だが、権限移譲を受けたパスポート業務が、今後黒字か赤字ということを質疑しているのではなく、トータルとしての権限移譲ということで答弁願う。

中島課長

① 権限移譲についての基本的な考え方は、先ほど市民課主幹が申し上げたとおり、権限移譲することで住民の利便性が高まるものについては受けたいと考えている。業務量、交付金等の金銭的な部分も確かにあるが、措置される交付金の金額は、基本的には処理時間をもとに道から設定されており、時間等を積算しづらい部分も出てくるが、基本的に権限移譲を受ける際は、各所管で業務内容等を十分打ち合わせした中で、この部分については受けたほうが地域住民の方々のサービスが向上すると判断されるものについては、受けていきたいと考えている。ただ権限移譲全体の件数は2,000件くらいあり、資格を持った人を職員として採用しなければいけないなど単純に職員だけで受けられない部分もあるので、そういったものは即受けることにならないものもある。中には幾つかの市町村で受けるほうが良いというものもあるので、今後はそういったことを総合的に判断しながら権限移譲を受けるか受けないかを判断していきたい。

高橋総括理事

② 通報者からの情報提供によってヒアリングをするかどうかは、明らかに審査会での判断以外の何物でもないと考えている。それが例えばヒアリングをしないことによって市長に対する報告が明らかに不十分であるという受けとめ方をすれば別だが、基本的には第三者機関である公正職務審査会の判断によると考えている。2回目の情報提供については、私どもは、その当時調査チームを結成していた中身と2回目の内容は同じと考えているので、調査チームで全体を把握していた中身であるとの考えで、一事不再議ではないがそういった考えで公正職務審査会としては判断したということである。

副委員長

質疑を留保したい。ただいまの2点目の総括理事の答弁は、1つにはヒアリングは公正職務審査会の判断であり、しないということについて市長への報告が不十分だったというのであれば別だが、基本的にはヒアリングをしなかったことは正しい判断だったということ。もう一点は、2回目の通報については、中身は同じ

だというふうに断言をされ、これについても聞く必要がなかったということを強弁されたと受けとめた。内部通報者は紙面にあらわし切れない情報を持っているというのが常識であり、ヒアリングを行うのが当然だったと思うのが正当ではないか。まして2回目の通報については、調査結果に異論を唱えるものだったわけで、当然そこで聞くことを拒否するなどということはあってはならないことだったと考えるので考えを伺う。

委 員 長

農業開発公社問題で、公益目的通報を受けたにもかかわらず通報者に内容について聞くことなく調査を進めたことは、公正職務審査会として貴重な情報源の活用を怠った行為と言えるのではないかとということではよい。

副委員長

公正職務審査会としてもそうだし、公正職務審査会にすべての権限があるわけではないので、この制度の中には公正職務審査会にすべて任せるということではなく、公正職務審査会の対応が不十分であれば市長として判断することが必要だったのではないかとということは今委員長が言われた内容にプラスする内容である。

委 員 長

再度確認する。先ほど申し上げたことと、市長として最終的に判断することが必要だったのではないかとということではよい。(よし)

他に質疑はあるか。(なし) 質疑がないようなので、質疑の留保は、副委員長からの審査会としての制度の問題と市長としての判断ということの1件と確認してよろしいか。(よし)

以上で総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費の質疑を終結する。ここで休憩する。再開は午後2時45分とする。

休 憩 14:32

再 開 14:45

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。

民生費

委 員 長

民生費の説明を求める。

橘 部 長

(民生費について説明する。)

委 員 長

説明が終わった質疑はあるか。

大 谷

① ねんりんピックでいきいきふるさとの財源と言っていたが、これは市が出したお金が586万円なのか、それともこれに助成費が含まれているのか伺う。

② 滝川市としてはマラソンを受け持ったが、そのほかに市の高齢者が選手としてどのくらい参加したのか。またそういった人たちへの助成はこの中に含まれているのか、別にあったのか伺う。

深村副主幹

① いきいきふるさとの補助金の関係だが、こちらはねんりんピック実行委員会の決算として当初見込んでいなかった補助金が当たったもので、あくまでも586万6,273円の決算額が滝川市から実行委員会に対して交付されたということである。

② 少し時間をいただきたい。

委 員 長

他に質疑はあるか。

窪 之 内

① P131、民生委員の活動に要した経費で、いろいろな形で民生委員の方たちが動いているわけで、今回のお年寄りの不明に関しての全国的な放送でも民生委員がボランティアで動いているというような報道がされている。民生委員がいろいろな家庭を訪問したり、地方に行く視察研修なども行われていると思うが、そういった費用は市がすべて見ているのか、それとも民生委員自身の持ち出しもあるのか伺う。

- ② 民生委員の担当件数が委員によっていろいろ違ってくると思う。その世帯数に対する民生委員の数とかではなく、地域的な範囲で何人というように決められているので、その地域に住んでいる人が少なければ担当も少ないということになっているのではないかなと思うが、最大担当している世帯が多い民生委員で何世帯か、少ない民生委員で何世帯程度になるのか伺う。そういう人たちが自分で各世帯を回るための経費については、民生委員任せで何の補填もされないのか伺う。
- ③ P136、137、敬老事業に要した経費で、事務概要にも 75 歳、88 歳の方へ記念品とお祝い品を渡したことが記載されているが、敬老事業実行委員会のメンバーにはどのような方になっているのか伺う。
- ④ 対象になる 75 歳、88 歳の方にどのような形で記念品やお祝い品が届けられているのか伺う。個人情報保護の関係で、町内会にも金婚式に該当する人たちの名簿も明かされないような状況になっているときに、75 歳と 88 歳の人たちの特定をし、その情報を実行委員会に知らせることは、個人情報保護の点で問題がないのか伺う。
- ⑤ 福祉除雪の委託料の関係で、見込みよりも減ったことで不用額が出たという説明だったが、どの程度を見込んでいたのか伺う。200 万円くらいの不用額がどうして生じたのか伺う。
- ⑥ 去年は雪が多い年だった。私のところにも福祉除雪が来ないという訴えがあった。豪雪によって業者が時間に間に合わない状況もあったと思うし、職員が行って直接除雪することもあったようだが、最大おくれて終了した時間は何時だったのか。通常は 7 時までには終わるように指導していたと思うが、実態について伺う。
- ⑦ P140、141、児童福祉費の地域子育て力強化事業に要した経費について、去年から実施したファミリーサポートセンターで、事務概要 P84 等に提供会員や登録会員、依頼回数なども出ているが、半年程度ファミリーサポートセンターを実施してきた中でどういった評価をし、次年度へ向けてこういった点を改善、強化していかなければならないということが見えてきたと思うので伺う。
- ⑧ P142、143、保育所の運営管理に要した経費について、一時保育所の利用者数が事務概要に載っていないようだが、利用者がどの程度いて、ここ数年の推移がどのようになっているのか伺う。
- ⑨ 保育所の中途退所者がそれなりの人数いる。年度が変わって進級するときに保育所をやめる対象者もいると思うが、そういう人の中で幼稚園に行ったケースがどの程度あったのか伺う。
- ⑩ 代替保育士をして登録されている方の人数と、時給か日給扱いをしているのか伺う。登録されている人で最大勤務時間数はどの程度か伺う。正職の保育士と比べると代替保育士の賃金は自給単価で見た場合にどの程度になるのか伺う。
- ⑪ P144、145、家庭児童相談事業に要した経費で、事務概要 P79 に相談内容が載っている。その中で児童虐待の相談が 16 件ということだが、どういう方からの相談でどのように対処したのか。その後 16 件の子供がどうなったかをきちんとつかんでいるのか伺う。
- ⑫ 放課後健全育成事業に要した経費だが、21 年度より江部乙地区での学童保育を実施しており、市内 6 カ所ということで小学校区で言えば東滝川がないように思うが、資料を見ると登録者数がふえてきている。場所的な問題と登録されていない子供たちが児童館に来て遊んだりする問題で、登録者数がどんどんふえるこ

とで場所が狭くなるなどほかへの影響があるのかどうか伺う。

⑬ P146、147、生活保護に要した経費について、資料で見ると入院総数に占める精神疾患者がかなり多いが、精神疾患者の平均入院日数を伺う。

⑭ ケースワーカーの人たちがパチンコ店の巡回をしていると思うが、パチンコ店の巡回の頻度はどの程度で、そこで生活保護受給者を発見した例があったのか伺う。

⑮ 生活保護受給者と知っていて地域住民からの告発が私のところにも何回か来ている。違法に生活保護を受けているのではないか、偽装離婚をしているのではないかといった内容もあるが、そうした告発が年間どのくらいあって、どのように対応してきているのか伺う。

⑯ 生活保護費詐欺事件があった後、厚生労働省からの通達もあった市外の医療機関の利用が見直されていると思う。市外の医療機関を利用されている生活保護受給者がどの程度いるのか、またその理由について伺う。

国嶋課長

① 滝川市民生委員児童委員連合協議会全体に対しては民生委員の人数分、1人5万8,200円が道費からの負担金、それと市内6地区の協議会への活動費が20万円、地区会長の会議の出席旅費等が6地区で6,680円、これに市費の上乗せ分として1万9,400円を117名に計1,000万円超の交付金が行っている。その中で道外の旅費やある程度まとまった会議や見込んであるものへの出席、研修を含め、滝川市民生委員児童委員連合協議会として派遣するものについては、この中から団体に負担金を出している。日々の活動の中でのガソリン代、旅費、実費については、市から補填することはしていない。先ほど申し上げた中身も報酬ではない。民生委員法により民生委員には報酬は出ないので、あくまでも活動費の一環である。例えば高齢者の不明問題等への協力についても、民生委員がしている活動は極論からいうとすべてボランティアとなるので、その中で協力いただき、民生委員の日々の活動に私どもも協力するし、市として協力していただけることには協力していただいている状況である。

中川副主幹

② この数字はことしの8月1日現在のものだが、世帯数の最高は354世帯である。ここは江部乙地区だが緑寿園を含んでいるので世帯数が若干多い形になる。最低は江部乙地区の71世帯で、平均では202世帯である。

深村副主幹

③ 敬老事業の実行委員会については、6団体に構成していただいている。町連協、民生委員児童委員連合協議会、社会福祉協議会、ヘルスコンダクターの会、ボランティア連絡協議会、滝川レクリエーション協会の6団体の皆さんに実行委員会を構成していただいている理由としては、市としてこれまで敬老会については全市的な開催、さらには市内を5地区に分けての開催と手法、形態を変えてきた。その中で、平成15年からなごやか会として75歳の方のみを対象としたお祝い会をホテルで開催していたが、そのときにお手伝いをいただいていた団体の皆さんを中心に内容、事業計画等について審議いただいていたことが背景にある。

④ この事業は当該年に75歳と88歳を迎える方を対象として、現在は保健福祉部の職員が民生委員の協力を得て対象者のお宅を訪問し、お祝い品とお祝い状を手渡し、あわせて声掛けを行っている形態になっている。個人情報の問題ということだが、実行委員会の皆さんには、事業内容、収支予算等について審議いただいております、個人の特定した情報についてはその会議の場では一切出していないことを承知願う。

⑤ 福祉除雪の平成 21 年度当初予算としては 440 世帯を見込んでいた。例年にな
い大雪に見舞われた状況ではあるが、私どもが認識している中で最大おくれた時
間ということでは、12 時 40 分に除雪を終えたということで記憶している。現在、
市内を 4 工区に分けて 3 業者に除雪作業に当たっていただいている。委託先であ
る社会福祉協議会と業者との仕様書では 11 時までに除雪を終えるものとするとな
っており、朝は 3 時、4 時から入り、なるべく 11 時までに終えるよう取り組んで
いただいているが、降雪の状況によりずれ込むことも理解いただきたい。

須藤主査

⑬ 生活保護受給前から長期入院されている方がいるので平均日数は算出できな
いが、保護の場合、長期入院という部分については、6 カ月以上入院した時点で
長期入院者として扱っており、その人数が事務概要の数字である。中には昭和 40
年代から入院されている方もいるのが現状である。

⑭ パチンコ店の巡回については月何回とは決めていないが、おおむね月 1 回程
度である。今パチンコしているとか、競馬場にいるといった市民からの電話で実
際に現場に行ってみ回りをしているが、大体 1 名いるかいけないかというのが現状
である。見回った段階で生活保護世帯の方がいれば、その場で注意すると周りに
わかるので後日事務所に来てもらって注意している。

⑮ 偽装離婚についての苦情などはないが、中身としてはパチンコや競馬をして
いるとか、黙って仕事をしているのではないかという電話もある。

⑯ 詐欺事件以後の滝川市外の医療機関利用の見直しということで、市外通院者
については平成 22 年 3 月現在で砂川、新十津川を除いて 20 名いる。中身的には、
近隣の病院で治療していたが、例えばがんなどの手術で札幌の病院や砂川市立病
院からより高度な治療ということで美唄の北海道中央労災病院に通っている方が
いる。市外病院への通院の適否については、主治医訪問をして病状把握を行って
おり、その結果を踏まえて嘱託医協議を実施して所内で確認している。

杉山主査

⑫ 確かに開設以来登録児童数はふえているが、6 カ所ある学童クラブはどれも
定員内でおさまっている状況で、登録しても高学年になると学童クラブに来ない
児童もいることから、今のところは児童厚生員の目の届く範囲で対応できている。
授業等で人数が多くなるときは公民館部分を借り上げ、学童クラブと一般児童来
館を分けて対応している。今後登録児童がふえるようであれば子供の事故にもつ
ながることなので、早急に解決していきたい。

庄野主査

⑧ 一時保育の利用数と推移だが、平成 21 年度に花月保育所と一の坂保育所で実
施している一時保育所利用者数は 1,789 名で、ここ 3 年で見ると横ばい状況にあ
る。

⑨ 平成 22 年 3 月末の退所者数は 24 名で、そのうち幼稚園に入園ということでの
退所は 11 名である。

伊藤副主幹

⑪ 家庭児童相談事業の相談内容だが、16 件の虐待相談のうち 6 件は非虐待とい
うことで初期調査の段階で判断した。残る 10 件の内容だが、この数え方は例えば
兄弟が 2 人いたら 2 件と考える。1 件目は 2 人兄弟で、生まれて間もない何カ月
かの子供と 2 歳の子供を家に残したまま母親がパチンコに行き、上の子供がふら
ふら歩いているところを警察に補導されたというケースである。もう一件は 4 人
兄弟で、家の都合で学校を休まされることが怠学になってきているという相談を
学校から受けて調査した。この家には犬が 20 匹くらいおり、その世話や兄弟の世
話のために休ませているということで、在宅で児童相談所にも入っていただき、
指導して犬を少し減らすことに成功している。もう一件は、学校から義父による

暴力があるのではないかという相談を受けて調べたところ、この義父にはDVや児童虐待の前科があったことがわかり、今は児童相談所から施設に入っている。残る3人も兄弟で、この兄弟は大分前から家庭児童相談所の相談に上がっているケースだが、ネグレクトで家がごみ屋敷らしいということだった。ずっと児童相談所にかかっているケースなので、また指導をしていただいて少しきれいになったが、その後は大阪のほうへ転居している。

⑩ 保育所における代替職員だが、保育所では保育士のパートは、職員代替という形とフリーパートという形で雇っている。職員代替の方は1時間 865 円、フリーパートは資格のある方が1時間 735 円、資格のある方がなかなか見つからないときには資格のない方も雇っており、その方は 695 円である。職員代替という形で働いていただいている方は、職員と同じような勤務をしていただいているので最大で1日7時間45分働いていただいている。看護師については1時間1,265 円の時給である。職員との比較においては、職員の年功によっても変わってくるが、入ったばかりの保育士の給料を20万円くらいとして、時給に直せば1,200 円ということで働いていただいている。

岩上副所長

⑦ ファミリーサポートセンターは平成21年度にオープンし、提供会員と両方会員でサポートしていただけた方が昨年は14名だった。ことしは6名だが、提供会員の確保が問題となり、今後のサポートを円滑に行うための課題となっている。もう一点は、病気時の取り扱いが今後は必要になってくると思う。ことし8月に昨年度登録の提供会員に病気時の対応の支援が可能か確認したところ、対応できるとの返事をいただいている。今後は、これらの依頼される方のニーズを調べて検討していきたい。ただ病気時に預かる報酬金額も課題となっている。

窪之内

① 民生委員の1人が持っている世帯が、特殊な緑寿園を抜かしても最低71世帯、平均202世帯ということで、かなりばらつきがある。世帯は少ないが地域は広いとか、世帯は多いが民生委員を必要としない人が多いとか地域によって違うと思うが、地域的な配置などはどのようなことを基準に決めているのか伺う。

② ことし道内で1泊の視察研修を行くと聞いたが、それはさっき言ったようなことに該当するというので全部市が見てくれるものなのか。民生委員児童委員連合協議会は1人や2人を研修に派遣するときの費用は見るのだろうが、民生委員全員を対象にしたような研修会への費用は民生委員の負担となるのか伺う。

③ 敬老事業で実行委員会にお金を交付しているが、このほとんどは記念品と祝い品なのではないか。記念品と祝い品を届けるのが保健福祉部と民生委員なら実行委員会を構成する必要があるのか。わざわざ6団体で調整してことし何のお祝い品をやるかといったことだけを決める。実行委員会のメンバーは無報酬なのか。実行委員会をつくらずに保健福祉部として民生委員と協議してやってもいいと感じるが考えを伺う。

④ 児童虐待について、学校から連絡を受けた義父による暴力は児童にあったと確認していいと思うが、今は施設に入っているということで、後は転居してしまったとか、犬が20匹いるところなどいろいろあるが、正常な状態に改善されているのか。虐待の範囲を超えない程度にきちんと改善されているのか、それとも支援が必要なケースがまだあるのか伺う。

⑤ 保育所の関係で、午前中の嘱託職員と同じで、代替職員の常勤者で見れば新規採用の正職の80%くらいの賃金で、新人の正職はボーナスも出る。そういう点で常勤パートの責任を考えたとき、すごく大変だと思う。そういう観点で賃金の

見直し等も含め、正職との関係を見ながら時給を決めてきているのか伺う。

委員長 先ほど児童虐待の件は答弁した。個別の名称は当然言っていないが、特定できないとも言いきれないので、委員には対外的な配慮をいただきたい。今回再質疑でさらに突っ込んだ内容を聞いているが、それは必要か。

窪之内 ④については削除する。

⑥ 生活保護の関係で1点質疑する。パチンコ店で発見された方は後日呼び出して注意するとのことだったが、注意だけで終わるのか。辞退勧告などに発展するケースもあるのではないか。例えば1回目は注意で終わらせるが、同じ人が2回やっていることがわかった場合は辞退してもらうとか、保護を切るなどというふうになっていくと思うので、その辺の基準について伺う。

国嶋課長 ① 担当する世帯数については、民生委員法により定数基準がある。滝川市の都市人口レベルだと120～280世帯の間で、その間というのは地区の広さ、例えば団地を抱えている等の地区の事情、まとまっている地区といったことを配慮して決めている。その平均が202世帯ということである。

② 1泊の視察研修等は、各地区に地区の活動費が行っているの、その中で毎年、地区ごとにことしは視察研修をどういった目的でどこにするといった計画を立てた中で活動費を使っている。

⑥ 生活保護については、パチンコがどうこうというような明確なものはない。ただ私どものほうで一般市民感情も踏まえて生活の浪費ということになるので、発見した場合には口頭で注意し、それでもやめない場合や余にも通報が多い、それを発見して事実と確認できた場合は、生活の浪費をやめてきちんと生活していただきたいという文書による指示になる。それでも守られない場合は、再度本人に対して弁明を求めることになる。その弁明が私どものほうで納得できる理由でない場合は、生活保護の職権による廃止も検討せざるを得ない。以上申し上げた流れの手順については、生活保護法及び実施要領に明確に記載されている。

深村副主幹 ③ 敬老事業について、確かにこの形態に変わってことしで5年目を迎えており、今も今年度分の配付を行っているところである。この敬老事業の実行委員会は、予算、決算、次年度の事業内容という、おおむね2～3回の実行委員会で、一昨年あたりに実行委員会を開催せずに市のほうで直接民生委員との連携でという話も出た。しかし、地域に市職員と一緒に足を運んで行うには、民生委員が地域の実情をよく知っていることで効率的に動くことが可能となる。現在のところ、その民生委員の協力なしにはこの事業をなかなか実現できないといったことから、実行委員会を構成している民生委員の代表の方からも、実行委員会の声として、ことしも民生委員に協力をお願いしたい、この実行委員会の形式を残してほしいという声をいただいたので、今年度も同様の形式でやってきた。この形態に変更した理由は、一同に会して集まるにはなかなか場所の問題や受け入れ態勢の問題があること、さらには対象者数がふえてくると相まって予算の関係もあり現在の形態になっている。そう遠くない時期に事業内容の見直しについても検討を余儀なくされる時期が来ると思うので、その段階では内容等について見直しを図っていきたいと考えている。

高橋部次長 ⑤ 短大卒の新規の時給となると980円くらいである。訂正させていただきたい。賃金については、午前中にお話しさせていただいたように、最賃との関係もあり、それとの見比べの中で再度検討していくべきものと考えている。

委員長 他に質疑はあるか。

- 三 上 ① P143、広域入所負担金について、事務概要を見ると広域で入所された子供が4名で負担金が200万円ちょっと出ている。これは、1カ所につき幾らという形で算出されるのか伺う。
- 庄野主査 ② 時間的な問題などいろいろあると思うが、どのような理由で市内の保育所に入所できないのか。
- ② 勤務先が市外であるということと、勤務時間に間に合わなくなるということがあり、どうしても市外の保育所に入所したいという方がおり、広域入所している。
- ① 負担金の算出根拠については、1人当たり保育単価というものがあり、保育所の運営費国庫負担金という基準に基づいて1月1人幾らということで各市町村に請求している。
- 三 上 ① 1月1人幾らなのか伺う。
- ② 市内の保育所に預けられない理由として勤務先、時間の問題があった。市内の保育所で延長保育なども行っているが、その辺の話しをしても広域になってしまったのか伺う。
- 庄野主査 ② 滝川市内で延長保育を実施している保育所もあるが、年齢によっては満員で受け入れできない場合もあり、どうしても勤務時間の関係で市外の保育所を希望したいという方もおられた。
- ① 負担金については、保育所の定員数、年齢によって単価が変わってくるので、一概に幾らとは申し上げられない。例えば年齢が低いほど単価が高く、しかも保育所の定員数が少ないほど高いので、高くなると月額15万円くらい、安くなると三、四万円くらいになる。
- 佐々木部次長 広域入所の関係については、中空知で協定書を結んでおり、ほかの町に行きやすい環境をつくり少しでも保育を支えようというシステムになっている。去年の例では行くことよりも滝川に入ってくるケースが2倍くらいあった。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 副委員長 ① 民生委員について、居所不明者と住基台帳との関係で、総務費での質疑に対して市民課主幹から、滝川市は居所不明情報が十分に市民課に来ているとのことで、市民課がきちんと調査している状況は理解できたが、もっとも情報を提供する所管である福祉課のほうではどうなのか伺う。滝川市は新しく民生委員になった方へまず関係する住民リストを渡す。これに対して毎月民生委員が死亡、誕生、転入、転出等で異動があれば市に報告し、あるいは5月の強化月間には高齢者夫婦や70歳以上の独居については確認する。こういった中で出てきた居所不明者について、漏れなく市民課に報告されているのか確認したい。同様に友愛サービスや配食サービスなど、P137の事業でも居所不明者が把握されることがあると思うが、そういう中で知り得た居所不明者についても市民課に漏れなく情報が行っているのか伺う。
- ② P133、事務概要 P71 で、障害者自立支援給付に要した経費の中で、給付件数がトータルで480件、自己負担が応能から応益へということで1割負担になっているが、一番多いストマ用装具449件の1人当たりの年間負担額は幾らか。また、その他も含めて1年間の1人当たりの負担額の最高が幾らだったのか伺う。
- ③ P137、事務概要 P98、在宅ケア推進事業の中で配食サービスが、10年前の資料と比較すると95人から50人に減少している。この傾向の要因をどのように把握しているのか伺う。

- ④ P137、事務概要 P93、福祉除雪について、豪雪で出勤回数がふえ、時間も長くなって赤字だったとある業者が言っていた。しかし、決算を見ると予算に対して 2 割くらいの不用額を出している。昨年度のように何十年振りという豪雪で、契約金額はこうだったが 1 割ふえたとか、こういう場合は支払いもふやすといった激変緩和的な内容を持つ予算の組み方、契約の結び方を検討したのか伺う。
- ⑤ P135、養護老人ホームについては、建てかえという話が出て七、八年になる。相変わらず 8 畳を 2 人でパーテーションもなしに暮らしている。恐らく現行の施設基準はもっと広いと思うが、それと比較してどうなのか伺う。まだまだ建てかえに時間がかかるという状況の中で、養護老人ホームの居住性の向上対策としてどのような検討をしたのか伺う。
- ⑥ 社会福祉事業団への土地、建物の譲渡、あるいは建てかえといった問題について、少なくとも 20 年度までは精力的な検討が続けられたが、21 年度では具体的な前進は全くなかったと思う。進まなかった原因をどのように把握しているのか伺う。
- ⑦ P147、事務概要 P77、警察 O B を含めた援助困難ケース対策検討会議、生活保護に当たっての開催状況について伺う。
- ⑧ 窪之内委員への答弁でもあったが、通院先を変える指導が具体的にどのように行われているのか伺う。例えば北海道中央労災病院は脊損の専門病院でもっとも信頼が高い。そこに脊髄関係で通っている方が、滝川市立病院への転院を何度も勧められるとのことでやり過ぎではないかと思うが、転院指導をどのようにしているのか伺う。
- ⑨ 生活保護の開始件数が 70 件だが、これに対する申請件数、相談件数を伺う。
- ⑩ P143、事務概要 P79、正規職員比率は社会福事業団では 2 割以下という極限状況にある。直営あるいは指定管理先である社会福祉事業団の正規職員比率をどのように上げていくのか検討した経過を伺う。
- ⑪ 教員は制度化されているが、保育士の初任者研修がどのように実施されてきたのか伺う。
- ⑫ 事務概要 P82、事業団からの派遣職員という表現で数字が載っているが、保育士だと思うが何名程度派遣を受けているのか伺う。
- ⑬ 冒頭に求めた資料では、21 年度決算で保育料の超過負担が 1,350 万 8,000 円ということだった。一方、参考資料中の指定管理施設の収支状況を見ると、花月、一の坂、江部乙の事業団の 3 保育所の収支を見ると、3,137 万円、15% の黒字を出している。社会福祉法人は非課税なのでこれがそのまま利益に残っていく。非課税団体の 15% の部門黒字というのはかなり大きい。通常の会社でいえば 3 割に匹敵するような数字なので、その黒字を合わせると超過負担どころか、もし社会福祉事業団としてプラスマイナスゼロというような指定管理の仕方をしていれば、超過負担どころか、滝川市は保育料に関して黒字だというような見方もできると思うので考え方を伺う。
- ① 住民の異動リストというのは、民生委員が非常勤の公務員であり、守秘義務を持っているということでボランティアとして公共の福祉に貢献していただいている。その活動の助けとして住民の異動リストを提供させていただいており、自分の地区のチェックをした後は市民課に返還してもらっている。5 月の強化月間等で自分の地区内で高齢者の方、障がいのある方など自分の活動の一環としてのリストは持っている。それを活動の中で、住民異動リストに載ってきたが、そこ

国嶋課長

には家もない、住んでもいないという場合は事務局に問い合わせが来て、事務局で確認できない場合は市民課への通報も行っている。私どもが一番に考えるのは、行方不明者としての特定ではない。高齢者ならまず心配するのは家の中で倒れていないかとか、最近見ないとなれば単身なので入院しているのではないかといったことが民生委員、福祉課としての第一の懸案事項になる。そういった線がつぶれ、ただの住民リスト上での行方不明者ということで残れば、市民課、介護福祉課との連携も含めて確認が必要になってくると思う。

須藤主査

⑦ 事件後の平成 20 年に要領を策定した。平成 20 年度に顔合わせを含めた意味で 1 回実施している。その後、平成 21 年度の開催状況については、困難ケースと暴力団関係者の事案がないということで、開催には至っていない。

⑧ 通院先を変える指導ということで、例えば市内から市外の病院へ通院したいというときは、市内の病院の主治医に病状把握を実施し、市外病院に通院することが必要なのかどうなのかを聞いた上で、嘱託医協議を経て所内で決定している。市外病院に通院されている方については、市外病院の主治医に病状把握をした上で、治療などが滝川の近隣病院でできるのかを聞き、嘱託医協議を経て所内で決定し、市内の近隣病院で通院が可能といった場合は、本人と面談をした後に通院先を変えてもらうこともある。

⑨ 開始件数 70 件に対し、申請件数については平成 21 年度は 71 件になっている。相談件数は実件数 132 件、延べ件数 210 件となっている。

谷本副主幹

② P133、ストマ用装具には蓄尿袋と蓄便袋があるが、単価は蓄尿袋のほうが高く月額に直すと 1 万 1,630 円である。これは日常生活用具もほかの障害福祉サービスと同様に 1 割負担となっているので、1,163 円を 12 カ月に直すと 1 万 3,956 円の年間負担額になる。ほかの品目では 1 割負担で最高 2 万円というのがあった。なお、この自己負担は、1 割といっても過大な負担にならないように上限額を定めている。生活保護世帯のゼロ円から課税世帯まで 4 段階に分かれており、昨年度は上限額に達したケースはなかった。

深村副主幹

③ 在宅ケア推進事業で給食サービスが減少しているということだが、こちらは地域支援事業ということで、介護サービス事業勘定のほうで予算、決算を行っていることから、答弁は控えさせていただく。

④ 除雪については、市は社会福祉協議会に業務を委託し、社会福祉協議会が現在 3 業者と契約を結んで行っている。12 月から 3 月までのサービス提供期間となっているが、その前に契約を結び、その契約金額については 1 世帯当たりを均等割として 21 年度は 1 万 4,600 円、さらに工区別に金額は異なるが、面積割として 390 円から 450 円ということで 4 カ月分の事業費を積算し、それを 4 回に分けて支出している。1 回目から 3 回目については概算払いで行い、最後の 4 回目に精算する形態をとっている。降雪の状況は予期できない面もあるので、予算組みとしては 440 世帯分を計上した。出動回数に応じた激変緩和的な予算措置については 21 年度は検討を行っていないのが事実だが、そういったことも社会福祉協議会と勉強していきたいと思う。

⑤ 養護の老朽化に伴う建てかえの関係で、現行の施設基準に合致しているのかということで、養護老人ホーム施設及び運営に関する基準においては、居室定員が基本 1 人、居室面積は 10.65 平米とされているが、経過措置としてこの省令による改正後の設置及び運営に関する基準については、なお従前の例によるとなっていることから、現在の新養護老人ホームというか、そういった観点での施設の

面積基準には至っていないが、経過措置により基準はクリアしていると認識している。現在緑寿園の養護については、2人部屋6畳が24室、個室3畳が2室ということで26室に8月下旬段階で31人の方が入所している。施設も昭和50年5月に建設された建物なので、35年が経過して老朽化は否めない。また建設当初は、介護度も出ないような比較的動ける方がいらっしやったので、施設形態についても階段、段差など使いづらくなっている部分もあると思う。介護度の重度化によりベッドを搬入されている方がいたり、あるいは男性、女性の入った施設で、その辺を配慮した部屋構成にしているが、居住性の向上対策という点で検討を行った経過はない。

橘 部 長

⑥ 現在、高齢者施設、障害者施設、保育所等13施設については、議会の議決をいただく中で、社会福祉事業団が譲渡を前提とした1年間の特例による指定管理を行っている。譲渡については、全国的な基調として、繰上償還のことを考えると、土地は有償、建物は無償というのがほとんどで、市としてもその考えを基本として、市の内部組織、相手方の社会福祉事業団とも頻繁に協議、検討を行ってきた。昨年は、提案回数は少なかったが厚生常任委員会にも報告してきたところだが、議会の譲渡の話し合いがなかなか進展しないことで、厚生常任委員会に報告すべき新たな事項がなく報告できなかったことはおわび申し上げる。譲渡が進まなかった理由として、現時点で施設譲渡、事業移管をした場合、建物が古いので耐震化診断の問題もあり、建物が老朽化する中で大規模改修や建てかえの問題、さらには障害者施設の更生園、今は授産施設だが授産機能を持つクリーニングの機械の老朽化に伴う備品の更新や拡充という問題、将来にわたって安定的な運営ができるのかといったことも不安があった。また現在社会福祉事業団には350人の職員が働いている。例えば譲渡によって資金ショートすれば働く職員を路頭に迷わせることになるのではないかと、あるいは譲渡によって地域に密着した継続的なサービスができるのだろうかといったことを滝川市と社会福祉事業団で協議してきたところである。それらを打開するため、市は市としての計画、または社会福祉事業団としての自主経営を目指すための周期計画の策定に向けて現在進めている。昨年度はそのようなことを話してきた。2点目の問題としては、社会福祉事業団の役員体制、組織の強化の問題がある。役員構成としては現在理事が7名、監事が2名である。評議員は理事の倍なので14名いる。しかし、評議員の中に理事を兼ねるなど兼職の評議員もいたため、新たな評議員の選任や役員体制の強化を図るということから、社会福祉事業団としては理事を増員したいという話もあった。理事が増員となれば評議員も倍になるということで、いろいろと人選をしていたようである。これは、あくまでも理事会と評議員会の本来の役割を明確化する必要があるということだった。理事については定款にも定数が規定されているが、仮に理事がふえた場合は当然定款の変更がある。さらには新聞、官報掲載ということもあり、かなり時間がかかることになる。3点目の問題としては法人運営推進委員会である。法人運営推進委員会は昔からつくっていたが、あくまでも理事会と事務局との執行体制を補強するための組織で今まで運営されていた。これについてはスムーズな理事会の機能の発揮と事務局に対する細やかな指導ということでつくっていたが、もう少し拡充したいということで話をしたところである。このように現在社会福祉事業団は、本部組織の拡充と経営基盤の確立を図るために努力しているところである。さまざまな協議、話し合いによって譲渡の課題は非常に多いが、あくまでも社会福祉事業団としての組織の改革と見直し、

拡充を進めていることから、その推移を見るとともにトータルで考えて、現時点での譲渡は困難と判断したところである。決して譲渡を先延ばししようということではないが、新活力再生プランにも載っているように、平成23年度までに譲渡の方針を決定したいということである。適切な時期に議会に提案したいと考えている。

庄野主査

⑪ 初任者研修は法律的な義務はないが、保育所内において保育士同士の研修や昨年度滝川市で実施された全道保育研究大会への出席など自己研さんも含めて研修を進めている。

⑫ 社会福祉事業団からの派遣職員については、21年度はなかったが、直近では平成19年度に江部乙保育所において、当時は公営の保育所だったが、社会福祉事業団から2人の派遣を受けていた。20年度から江部乙保育所は指定管理の保育所になったので、子供たちに保育士になれてもらう目的で派遣を受けている。

佐々木部次長

⑬ 代行負担金については、国の基準に基づいてそれぞれ保育所の状況、規模によって単価が決まっており、それに基づいて毎年支払っている。特に社会福祉事業団の施設、市にはない民間ならではの運営ということで、延長保育の人气があり、午後7時まで保育を行ったり、一時保育ということでも営業努力している。利用も伸びており、そういうことで代行負担金も多くなっている。また、収支差額から将来への蓄えということで、減価償却的な要素もある。独自調査だが社会福祉事業団の調査を見ても10数%の収支が出ているところもあるので、基本的にはしっかりした運営と保育サービスの向上につなげるため、そのような運営を行ってもらっている。

⑭ 保育士の正規職員比率ということで、予算時にもお話ししたが、そのときの数字は代替フリーパートなどの数字も入っており、例えば花月保育所では35人に対して5人くらいということだった。この35人には正規職員や常勤職員を補完する時間パートの人数も入っており、すべてを訂正するわけではないが、35分の5が20分の5くらいになるので正規職員率が上がる。正規職員が何人いればどうかという明確なものはないが、全体の運営費を考えながらしっかりとした保育が行われるような適切な職員体制としている。社会福祉事業団においても適切な職員体制を目指すことで進めている。市においても職員の年齢バランスがよくなってきたために来年度は久しぶりに新規職員を採用する。社会福祉事業団についても少しでも正規職員の比率を上げるようお願いしており、一部嘱託職員になったり、嘱託職員から正規職員への採用の経緯もある。基本的には児童福祉法第24条に基づき、しっかり保育することを第一の目標に持って保育を実施していきたい。

副委員長

① 養護老人ホームについて、6畳というのは9.9平米なので10.65平米より若干少ないが、24部屋に例えば6畳の部屋を7つふやして定員を31名にすることが、建物をやりくりして可能なのか伺う。

② 警察OBを入れた援助困難ケースは開かれていない、不当要求行為もその後ないということで、警察OBの方をあえて雇用することについて、職員の安心につながるということで、それはそれで大事だと思うので一概には否定しないが、少なくとも生活保護制度においては、警察署と連携することが制度的に保障されている。警察OBが滝川市福祉事務所の中に必要なのか、それとも従来どおりの警察署との連携で十分だと考えているのか伺う。

③ 保育士の初任者研修については、どこまでやるのかということである。ほと

んどの新卒の方が正規職員で採用されないので、臨時職員でも嘱託職員でも初心者研修的なことをしっかり受けてもらわないと、保育を受ける子供たちにとっては初任者研修を受けない保育士から保育を受けることになるので、そのあたりをどのように考えるのか伺う。

④ 社会福祉事業団の問題で、理事の倍増とか法人運営推進委員会の拡充などいろいろと言っていたが、ここで問題なのは現状の社会福祉事業団の中でもっとも力を持っていると言われる職員の問題が解決されない限りは集団指導体制がきちんとできるようなものにならないということである。そういう点で社会福祉事業団の理事会なり経営陣にオープンに市役所などを訪問してもらってはどうか。社会福祉事業団というのは滝川市が育てたものであり、滝川市が非公募で指定管理をやっているのだから、滝川市が依然として責任を持っていることには変わらない。滝川市の指導力がどう発揮されるかにかかっていると思うが、運営のオープン化という点で滝川市としてどういう指導力を発揮していくのか。10月には理事改選ということも聞いている。ここで変なことが起きれば、さらに遠のくことが明らかなと思うので伺う。

国嶋課長

② 当初、この中身を検討する際には警察署のほうにも参加いただけないかという打診をしている。ただ警察官が公務として正式に1市の会議に名前を連ねて参加することはできないと断られている。そうした中で警察との連携がどうあるべきかという対応を検討するために、市として雇用した警察OBの方にも意見を聞きたいということで委員になっていただいている。福祉事務所において、この方の人件費などを持っているということはない。あくまでも市の人材として助言をいただきたいという立場である。

深村副主幹

① 現在の養護老人ホームを7部屋ふやして31室にして個室にすることが可能かという質疑と思う。道内では現在民営化に伴って、稼働率の面などから定員を減らして個室ユニット化を図るというような動きが出てきている。民間譲渡に際して建てかえを行うということで、それは取りも直さず施設の老朽化があったからである。既存施設の一部改修によるのか、あるいは事業移管、施設譲渡後、法人サイドが建てかえを行うのか、これらをあわせて検討すべきであるのと同時に、身寄りのない高齢者や低所得者対策の面からも養護の必要性というものも決して低くないのではないかと思う。個室化の推進と定員の維持あるいは減少、建てかえの時期を一体として見極めていかなければならない問題なのではないかと考えている。

佐々木部次長

③ 保育士を志す職員は、学校内においても専門の道、研さんをしっかり深めてきている。さらに実習等も非常に多く、子育てに関するボランティア活動などもたくさんやってきていると聞いているが、そのまま入って4月からすぐにはできるかとなるとそう簡単ではない。保育所においては、子供たちを保育する際には複数で保育するようにしている。ベテランの保育士と新任と一緒にOJTという研修をやりながら、ほかの研修会、内部の専門職員による研修、その他の自己研さんなどでしっかりやっておく必要があると考えている。

橘部長

④ あくまでも設置者は市であり、市が全面的な指導体制をとるべきだが、昭和46年の厚生労働省社会局長の46通知によってこういった指定管理になった。あわせて社会福祉事業団は一般法人化して運営している。あくまでも譲渡については、市が一方向的に推し進めるのではなく、受ける側である社会福祉事業団との話し合いが必要である。理事は毎月1回理事会を開いており、去年は私どもが理事

会に出席していろいろな情報を提供し、向こうからもさまざまな話を聞いた。あくまでも双方の歩み寄りによってこの譲渡は成功すると考えている。権力的な方がいるとの話もあったが、職員であり役員の中には入っていない。私どもとしてはあくまでも理事長を含めた理事の方々と懇談をするということである。ただ事務的なことについては、その方は事務局長レベル以上の方なので話を求めることもあるが、譲渡に関しては社会福祉事業団理事との懇談ということで進めていきたいと考えているので理解願う。

委員 長
高橋部次長

総務部次長

先ほど短大卒の初任給について、時給にしたらという話をしたが、計算違いがあり 855 円が正しいので訂正させていただく。

委員 長
深村副主幹

介護福祉課副主幹

一番最初に大谷委員から質疑のあったねりんピック北海道札幌 2009 マラソン交流大会への滝川市からの参加者に対する支援について、北海道代表としては 10 名の方がいたが、滝川市の代表選手はいなかった。代表の方に対する実行委員会からの経費的な支援はないことを確認したので報告させていただく。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で民生費の質疑を終結する。ここで休憩する。再開は 16 時 45 分からとする。

休 憩 16 : 34

再 開 16 : 45

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。

衛生費

委員 長

衛生費の説明を求める。

橘 部 長

(保健福祉部所管の衛生費について説明する。)

伊藤部次長

(市民生活部所管の衛生費について説明する。)

委員 長

説明が終わった質疑はあるか。

関 藤

① P155、休日夜間急病センターのところで、医師の報酬が 2,450 万円程度となっているが何名体制なのか。配置されている医師はどこの医師なのか伺う。

② P157、環境にやさしいまちづくりに要した経費で、地域省エネルギービジョン策定調査となっているが、委託料 500 万円の調査内容について伺う。またどういった業者が調査するのか伺う。

金野課長

① 医師数は延べ人数で 121 名である。派遣元は北大病院と市立札幌病院である。

橋本主査

② 地域省エネルギービジョンの調査内容だが、地域としてのエネルギー消費量の把握であるとか、市民、事業所等が省エネルギーに対してどういった意識を持っているかといったアンケート調査、今後滝川市として地域の省エネルギーを進める上でどういった方向性が妥当なのか、基本方針や重点プロジェクトの策定などを行っている。委託した内容としては、アンケート調査や地域のエネルギー消費量のデータ等を使って推計をするといった専門的な業務、もしくは今後の地域省エネルギー技術の導入に関しての最新情報の収集といった業務である。委託先は株式会社ドーコンである。

委員 長

他に質疑はあるか。

窪 之 内

① P150、151、新型インフルエンザワクチンの接種について、歳入歳出決算総括表 P16 では、生活保護世帯、市民税非課税世帯等の接種軽減事業について載っている。ワクチンの優先順位に基づいて接種が行われたが、市内全体で見たときに

どれくらいの率の人が接種を受けたことになるのか伺う。

② P152、153、女性特有のがん検診事業で、検診率は子宮頸がんで 33%、乳がんで 36.3%で、全道的には高かったという報告を委員会で受けた気がする。無料クーポンを配布した効果について、どのように評価しているのか伺う。クーポンが配布されてから来年 3 月までに受ければよいということで結構期間がある。途中で受診を促すことがあればもう少し検診率が伸びると思うが、未受診者への働きかけを行ってきたのか伺う。

③ P154、155、休日夜間急病センターについて、事務概要 P104 にどんな地方の方が利用したのかが載っている。多分中・北空知以外というのは、たまたま滝川に来ていた人の利用だと思うが、新十津川などと考えると直接新十津川からの利用だと思うが、そういう点での滝川以外からの利用者が、このうちどのくらいになるのか伺う。

④ P158、159、じん芥処理の関係だが、去年の不法投棄のごみ量がどれくらいあったのか伺う。また家電リサイクル法などで処理しなければならないごみがそのうちどの程度で、全体の不法投棄されたごみの処理に要した経費が幾らだったのか伺う。

委員長
窪之内

③については、事務概要 P104 の内容ではだめなのか。

札幌の人が札幌に病院があるのに、滝川の休日夜間急病センターを利用するはずがない。滝川だけではなく周辺地域にも利用されて貢献していることを知るために、市外の方がどれだけ利用しているのか伺う。

金野課長

③ このページに書いているとおりで主なものは歌志内市など書いている。その他も含めたのが市外である。休日夜間急病センターは、市外から遊びに来ている人がかかるケースが多い。2,316 人のうち 254 人が市外の方である。

織田主幹

① 新型インフルエンザの接種率は、昨年度に国が契約をしているので、滝川市民としての接種率は求められない状況だった。あくまでも滝川市内の医療機関から接種者数をすべて滝川市に集約して国に報告する形で実施していたので、滝川市内の医療機関で受けられた数は把握できている。それに関しては 10 月に医療従事者から始まったときに 1,173 名、11 月 1,283 名、12 月 2,359 名、1 月 1,745 名、2 月 708 名、3 月 58 名で計 7,326 名が滝川市内の医療機関で受けられていると報告されている。全体の接種率に関しては、滝川市としては求められないが、国の資料によると、医療従事者 97.7%、その後随時優先接種対象者ということで基礎疾患のある方、妊婦の方ということで行っていたが、10 月、11 月がピークだったので、その時期に接種対象者になった方はかなり接種率が高く、基礎疾患の方 78.8%、妊婦 37%、その後 1 歳から小学生までが 37%ということでこの辺までは高いが、その後は 22%ということで、健康な成人の時期になると 1.8%まで下がった。全体としては 13.7%という接種率で去年は終わっている。

② 女性特有のがん検診事業について、今回クーポンは、子宮がんが 20 歳、25 歳、30 歳、35 歳、40 歳の方に渡した。乳がんは 40 歳から 60 歳までの 5 歳刻みということで、子宮がん 1,209 名に対して 33%の受診率でそのうち初回で受けられた方が約 33%だった。乳がんのほうは 26.3%で約 3 割の方が全く過去に受けたことがない中で受けられたということで、子宮がん検診、乳がん検診の啓蒙という部分ではかなり効果があったと考えており、今後継続的に 2 年に 1 回受けていただけるような工夫ができればと考えている。受診率に関しては、厚生常任委員会でも少し高めであるとお話ししたが、子宮がんは全道が 28%、滝川が 33%、乳がんは

全道が27.6%、滝川が36.3%ということで全道レベルから見ても少し上がったが、滝川市としては昨年開始が少し遅く、2次的な働きかけということで1月になってから未受診者の方全員に個別通知をして2月、3月に少し受診率が上がった。ことしは開始が早く、6月からだったので12月末にもう一度受診勧奨を考えている。

庄野主幹

④ 一般のごみでリサイクルに持ち込まれたものは2,390キロ、最終処分場には1,020キロが持ち込まれている。不法投棄は314カ所から回収している。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどの廃家電は43個の回収があった。またパソコン5台、処理困難物としては、タイヤ、バッテリー、消火器など81件で、そのうちタイヤが71件と非常に多かった。粗大ごみとしては自転車、その他のごみが44件、その他一般ごみということだった。この中で21年度に不法投棄の廃家電の処理をしたものということでは、テレビ30台、冷蔵庫・冷凍庫1台、洗濯機・乾燥機類4台ということで35台の廃家電の処理をしている。この経費が8万5,080円である。

窪之内

不法投棄として家電リサイクルにかかったお金は8万5,080円ということで、本来であればリサイクルや最終処分場に持ち込んだものも直接不法投棄されなければ処分費用がかかるが、直接市役所から持ち込んでいるのでリサイクルに持ち込んだような費用は不法投棄の場合はお金に換算していないと確認してよいか伺う。

庄野主幹

不法投棄の一般ごみの処理については、市として負担していない。全体のリサイクルに対する負担金の中にそれらは含まれている。

委員長
山口

他に質疑はあるか。

① P157、食用油燃料1万6,000リットルを使用したということだが、地域の認知度は明らかに上がっており運び込まれる量もふえている。実際に運び込まれる油の量は、精製してどの程度が使える油になるのか。精製した油は1万6,000リットル全量を使っているのか、それとも精製したものが残っているのか伺う。

② 墓地の関係について、事務概要P40の資料で、墓地の諸届受付で使用地の交換というのは地盤不良と思うが確認したい。また墓地返還を30件受け付けているが、受けた後の整地はどういう処理をしているのか。年間70～80の新しい墓ができるとすれば、新しい区画のほうを優先して埋めていっているのか、それとも返還された墓地を再生してそちらに優先的に入るよう指導しているのか伺う。

橋本主査

① 使用した1万6,000リットルについて、回収量としてはそれを上回る1万8,000リットル程度がある。家庭系の油は品質がよく沈殿させて使っているのが9割5分とかかなりの割合で使われている。一部残渣というか沈殿物が出るので100%にはならないが、ほぼ使い切れている。また残りはストック分として残してあるのでその分の差が出るということである。

山川副主幹

② 使用地交換については、傾斜墓地の該当になった方が新たな区画に移るということでの件数である。返還後の整地ということでは、墓地使用条例の中で返還の際には使用前の状況に戻してから返還していただくことでお願いしているので、返還があったときには次の方にすぐ貸せる状態、基礎の部分も含めて撤去をしていただくことでお願いしている。また返還届の中にも墓地を撤去する業者名を記入していただくようお願いしている。空知太墓地や江部乙墓地は、すべて返還された墓地ということになる。滝の川墓地においては返還されたところと新たに造成したところの両方があるが、申し込みをされる方がどうしても空知太墓地ある

いは江部乙墓地が欲しいという場合は、返還された墓地しかないことになる。滝の川墓地だけが新しい墓地を求めるか返還された墓地を求めるかの選択権があるが、費用面でいうと新しいところは1区画 27 万円、古いところは1平米当たり 9,000 円ということで大体12万円から15万円くらいの使用料金となっているので、費用のことを考えて返還された墓地を求める方もおられる。

委員長
副委員長

他に質疑はあるか。

① P153、事務概要P102、103、2歳児検診だと健康相談 283 人、歯科検診 278 人となっている。これは同じ場所、日にやっていると思うが、3歳児は両方 313 人ということで、この数字が対象乳幼児数に対して何%なのか伺う。また来ない方に対する対策として訪問活動等を行った結果、最終的に会えなかったとか、全く聞く耳を持たないといった方が何人くらいいたのか伺う。

② P157、墓地の運営管理に要した経費で、3年くらい前に4丁目墓地で数十基が傾斜して50万円程度をかけて所有者が修復させるといったことがあったが、現状傾斜している墓地がどの程度残っているのか伺う。

③ 事務概要P41、空き地環境保全だが、取り扱い件数が89件で処理件数が89件、未処理件数ゼロとなっている。この空き地とはどこのことを言っているのか。空き地については、滝川市内では第一パーキングの横の空き地がずっと不法投棄状態が続いているので、これは取り扱い件数には入っていないということなのか伺う。

④ 西町の廃屋が去年の冬の豪雪で完全に傾き、今にも歩道に倒れ込むことが危惧される状況にあるが、市としてどんな対応を年度末から行っているのか伺う。

⑤ 事務概要P42、環境にやさしいまちづくりの推進から次のページにわたってさまざまな環境に関する事業が進められていることは評価するが、今の日本はいかに京都議定書を達成するかということで、それぞれがきちんと目標に向かって走らなければならない。滝川市として発生CO₂が1年間で何トン減ったというようなことをやっていかないと、いつまでも京都議定書の達成に市町村として責任を持って動いていくことにならないと思うが、そういったことについて検討しなかったのか伺う。

山川副主幹

② 平成21年度に墓地傾斜に該当される方が助成金の手続きを取られたのが3件あり、今年度も途中だが3件の申請があった。まだ20数件の傾斜の該当区画が残っている状況にある。

深瀬課長

③ 空き地の89件については、主に雑草の関係で地先の方から通報を受けた件数である。これを所有者本人に通知して直接自分で刈っていただくか、またはシルバー人材センターで除草していただいた件数である。第一パーキングの横については、そういった通報は受けていないので件数には入っていない。

④ 西町の廃屋については、国道沿いの商店のことだと思うが、これは3月13日、風で一部屋根が飛びそうになり担当及び消防で仮措置している。その後4月30日、8月20日に数度にわたり現地に行って警察ともども指導を行っているがなかなか解決しない。3月の予算審査特別委員会で答弁したように、市としてどのようなことができるのか条例の整備もにらみながら考えていきたい。とりあえずは今までどおり現地の指導を繰り返し、危険な場合は応急措置をとることで考えている。

橋本主査

⑤ 基本的には展開してきたさまざまな施策が住民の皆さん、事業所の皆さんの問題意識への普及啓発が第一歩と思う。滝川市でCO₂を何トン減らすなど数値を

出すべきではないかという指摘もあったが、21 年度に実施した地域省エネルギービジョンの中でも、全体の排出量並びにそれのもととなるエネルギー消費量の算出は、例えば北海道の数字をもとに案分して滝川市の推計を出すなど具体の数字をリアルタイムでつかむのは難しいという現実がある。省エネルギービジョンの中で、例えば改正省エネ法の中でも毎年1%ずつ削減するというような基本的な目標があるので、滝川市としても公共施設が率先して1%削減を目標にして、その成果、効果、やり方を地域に波及していくことを考えている。

運上主査

① 2歳児検診の検診数の歯科検診との違いだが、歯科検診は保育所歯科検診も実施しており、そちらで受けた子供は除いているので歯科のほうの人数が278人と2歳児検診より少なくなっている。未受診者対策だが、未受診者は虐待の絡みでも言われているが、検診に来ない子供の家庭ほど支援が必要な心配な家庭が多いことが一般的に言われているので、未受診者対策にも力を入れている。健康づくり課では、4～5カ月児健康相談、9～10カ月児健康相談、1歳半検診、2歳児健康相談、3歳児検診を毎月実施している。各相談、検診において、未受診の方について、その該当する月が未受診だった場合は、翌月に来るように案内している。翌月も未受診だった場合は、はがきで勧奨している。それでも未受診だった場合は、母子担当保健師、助産師合せて5名で対応しており、各地区分担しているので、各地区の担当者が電話または訪問で状況を把握している。働いている方や電話や訪問で把握できないケースもあるが、保育所の所長方にも協力願い、保育所に通っている方については保育所から検診を勧奨してもらうことでできるだけ把握に努めている。

副委員長

① いろいろ努力していることは安心できる状況だが、最終的に3歳児検診まで保護者と会えていないというケースがないのか確認したい。

② 廃屋について、今後3カ月もすればまた雪が降って屋根の上に載ればどうなるかが明らかなわけで、道路に崩れ落ちることも心配される。危険な場合は対応するということだが、そこに予算が発生してくる。これまで滝川市は民事については予算を使わないということでタイガーロープを張ることすら議会で求めても了承しなかった。こういうひどい例は市費を使ってでも公共に与える影響を防ぐということを考えているのか。私は慰謝料を含めて損害賠償請求をすべきだと思う。財産を持っているのだから出るところには出ないといけないうるがいかか。

③ CO₂については、いろいろなことをやるのも大事だが、専門の協議会等を設置する必要があると思う。検討の必要性について伺う。

深瀬課長
委員長
深瀬課長

② 予算措置をしろということか。

そういうことも含めて検討してこなかったのかということで答弁願う。

② 予算委員会の中で22年度中に市がどの程度まで法的にできるのか検討させていただきたいと答弁した。条例整備も含めて考える中で、市税をそういった部分に使えるのかどうかということも含めて検討させていただきたい。

橋本主査

③ 協議会の設置については、現在行っている地域省エネルギービジョンで今年度は初期ビジョンに続いて重点ビジョンということで、より具体的な方策づくりを進めており、その中で例えば建設協会、商工会議所、消費者協会、教育関係から先生にいただくなど多方面の関係者から意見をいただいて、より具体的な方策を練りながら収支関係や今後の事業展開、地域に与える波及効果など、多面的な検討をしているので、当面それで対策を図っていきたい。

運上主査

① 最終的に会えていない方の人数だが、3歳児検診の21年度の実績は、対象者数338人のうち受診者数313人で未受診者数25人となっているが、それまでの検診、相談の中で全く会ったことがないという方は本当に数名である。それまでの検診、相談、ほかからの情報などで何かしらの情報は得ているので、3歳になるまで一度も会ったことがなく情報を知らないという方は、本当に5名以下くらいだと思うが、手元に資料がないので正確にはわからない。

委員長
大谷

他に質疑はあるか。

① P153、歯科の保健業務について、事務概要P103にサホライド塗布とあるがどういったもので、どのような場でしているのか説明伺う。

② フッ素塗布については、8020運動で歯の健康ということで言われているが、非常によいという意見と非常に危険性があるという意見との両論がある。市としては保育所、幼稚園等で洗口しており、3歳児検診などでも塗布しているようだが、保健師は安全性等についてどういう考えに立って進めているのか伺う。

小野寺副主幹

① サホライド塗布については、初期虫歯の歯に塗る薬である。フッ素塗布については、虫歯のない歯に塗る薬である。それが大きな違いである。サホライド塗布は、歯科医師の検診を受けた子供に塗っており、歯科医師の指導、指示がなければ塗れないことになっているので、歯科医師のいるところで行っている。フッ素塗布は、指示があった子供だけに塗っており、塗っている年齢も1歳から6歳ということで乳幼児期に行っている。塗布なので局所的に用いている。8020については、小児のときから虫歯を予防することが将来の8020につながるということになる。

② フッ素洗口の安全性については、WHOなど世界的にフッ素を利用して虫歯予防を図ろうということではずいぶん長く言われているが、なかなか普及しないということがある。危険性、安全性についてだが、フッ素というのはもともと劇薬になる。劇薬を扱うには薬剤師や医師の指導のもととなり、フッ素塗布については局所で割合も決まっている。間隔もフッ素の種類によって3カ月とか半年といった制限がある。そういう意味でフッ素を利用することは危険ではないということから、歯科医師の指導のもとで現在使っているところである。洗口については、市内の保育所、幼稚園でほぼ実施している。平成10年から実施しているが、これまでに子供の具合が悪くなるといったこともなく、薬剤師と歯科医師の指導のもとで行っているので、安全に使われていると思っている。

大谷

WHOでは効果と6歳以下の子供に使用するの禁忌であるといったことの両方を言っている。歯科医師の指導のもとでということだが、歯科医師会としては進める方向で取り組んでいる。しかし、それを全部真に受けていいのかという心配を持っている。その辺のことについて余りわからない保護者もたくさんいるので、きちんと両論について話を進めるべきだと思う。今のところの責任は歯科医師がとる、保健師は安全を信じて進めているということだが、その影響については相当時間がたたないとわからないと言われているので、その辺について十分配慮して進めていると思うがいかがか。

委員長

今のは意見ではないのか。このことについては両論があるので、現状市の保健行政としては安全という認識であるとの回答だと思う。それ以上何を聞きたいのか。

大谷

そういったことを保護者にきちんと知らせているのか伺う。

小野寺副主幹

歯科衛生士の立場で安全かという質問をときどき受けるが、そういうときには、利用の仕方としては歯科衛生士が使っているのは局所塗布なのでこの割合で安全

委員長

に使っているということを説明している。住民に不安をかけないためにということだが、保護者に説明するときには必ず先生方や研修会でいただいているデータを明示するようにしている。

他に質疑はあるか。（なし）

質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）以上で衛生費の質疑を終結する。以上で本日の日程は全部終了した。明日は午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 17:42